

平成30年3月13日第1回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第3日)

出席議員 (10名)	1番 向井 正 2番 吉田 豊 3番 田中 静雄 4番 碓 勝 征 5番 漆原 悦子 6番 井上 正宣 7番 吉富 隆 8番 大川 隆城 9番 原田 希 10番 寺崎 太彦
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 副 町 長 森 悟 教育長職務代理者 時 津 昌 昭 会 計 管 理 者 岡 義 行 総 務 課 長 江 崎 文 男 まち・ひと・しごと創生課 北 村 玲 財 政 課 長 高 島 浩 介 建 設 課 長 三 好 浩 之 産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 小 野 清 人 住 民 課 長 福 島 敬 彦 健 康 福 祉 課 長 河 上 昌 弘 税 務 課 長 坂 井 忠 明 教 育 委 員 会 事 務 局 長 吉 田 淳 生 涯 学 習 課 長 矢 動 丸 栄 二 文 化 課 長 中 島 洋
職務のため 出席した 事務局職員	議 会 事 務 局 長 二 宮 哲 次 議 会 事 務 局 主 査 江 崎 智 恵

議事日程 平成30年3月13日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第1回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
4	8番 大川隆城	<ol style="list-style-type: none"> 1. タウンプロモーション30年度の取組計画は 2. 30周年にむけての準備委員会の進捗はどうか 3. 農地・水事業問題について 4. 不育症治療にも助成をしてほしい 5. 交通安全対策について 6. スポーツの推進充実のために 7. 人権尊重としてL.G.B.Tの相互理解を深めるために
5	4番 碓 勝征	<ol style="list-style-type: none"> 1. ふるさと納税について 2. 町道等整備について 3. 子どもの貧困について 4. 部活指導員について 5. 防犯について
6	7番 吉富 隆	<ol style="list-style-type: none"> 1. ふるさと納税関連及び契約について 2. 道の駅建設について 3. 町長の言動について 4. 給食無料化について
7	6番 井上正宣	<ol style="list-style-type: none"> 1. 武道館の改修について 2. 中学校部活指導員の実態はどうか 3. ガードレールの設置について 4. 肥前さが幕末維新博覧会の協力は
8	9番 原田 希	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町政施行30周年について 2. 交通安全対策について 3. 働く環境の整備について 4. 子育て支援について

午前 9 時30分 開議

○議長（寺崎太彦君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（寺崎太彦君）

日程第1. 一般質問。

前日に引き続きまして、これより一般質問を行います。

通告順のとおり、8番大川隆城議員よりお願いいたします。

○8番（大川隆城君）

皆さんおはようございます。お許しをいただきましたので、早速質問をさせていただきます。

まず最初に、タウンプロモーション30年度の取組計画はということで質問をさせていただきます。

このことにつきましては、我が町のPRとして、28年度は日本丸船上でのPR、また、天神イムズでのPR、横浜レンガ倉庫でのPRなど実施をされ、29年度におきましては東京品川の高級スーパーでの上峰フェアの開催、また、南青山の料亭狸々を利用したPRなどなど、いろんな面で実施をされてきておりますけれども、30年度においてはどのように計画をされているのか、お尋ねをしたいと思います。やはり上峰のその知名度を上げるということにつきましては、さらにまたいろんなところでのPR活動、あるいはこの南青山のお店を利用してという形でのアンテナショップの充実、それらも含めて今後も進めていくべきじゃないかと思っておりますので、お尋ねをいたします。

また加えまして、マスコットキャラについてもこれまでたびたびお尋ねをしましてまいっておったところでありますが、ツイッターや、フォロワーに意見を聞き、特産品等のPRをしてもらうことなども加えまして検討し、協会ができた後には計画をしていくという答弁をいただいておりますが、この件についてその後どういうふうになっているのか、お尋ねをしてみたいと思います。

第2番目に、30周年にむけての準備委員会の進捗はどうかということでお尋ねをしてみたいと思います。

もう御案内のとおり、平成30年は町制施行30周年の年でもあり、記念すべき節目の年でもございます。昨年12月議会の折に、この件についてお尋ねをいたしましたところ、総務課長から検討委員会が必要だと思ふという答弁をいただいております。その折には、年度内、29年度年度内にその準備委員会の立ち上げ等まで進めていったらどうかということでお尋ねをして

おりましたけれども、その後の進捗についてはどうか、お尋ねします。

加えまして、私がこの節目の年に我が上峰町の新しい町の歌を制定してはどうかということで提案をしておりましたけれども、そのことについてもどのようにお考えか、再度お尋ねをしてみたいと思います。

第3番目に、農地・水事業問題についてということでお尋ねをいたします。

この件につきましては、これまた皆さん御案内のとおり、いろいろ新聞報道等もされてきておったことでございます。今年、30年度は、大字堤地区以外は従来どおり国、県、町補助による事業実施が計画をされているようでございますが、施政方針の中でも示されておりますように、この30年度につきましては実施地区の正確な報告書の点検、総会開催等の確認をするということをやられております。この実施をされる地区においては、その総会等には担当課、あるいは役場のほうから総会には必ず出席をして確認をするということでのお考えかどうかをお尋ねしたいと思いますし、また、大字堤地区の30年度の取り扱い、どういうものか、お尋ねをしてみたいと思います。

次に、第4番目、不育症治療にも助成をしてほしいということで質問をさせていただきます。

女性の方が妊娠しても流産を繰り返し、出産に至らないものを不育症と言うそうでございます。この治療も保険適用外のために高額を要するというので、ある女性につきましては、結婚をされて4年間に妊娠が8回ございましたけれども、流産を繰り返し、治療代等が8,000千円かかったという事例もあるそうです。不妊治療と同様に助成していく必要があると思いますが、いかがでございましょうか。

現在、県内では嬉野市だけが実施をしておられ、1年度に300千円を限度として助成するようになっているそうであります。我が町も潜在的にこの不育症になっておられる方もおられるかもしれませんし、また今後も出てくるかもしれません。そういうふうな意味合いからも、やはり不妊治療同様に、他町に先駆けて受け皿づくりをする必要があると思いますが、いかがでございましょうか、お尋ねをしてみたいと思います。

第5番目に、交通安全対策についてお尋ねをいたします。

まず第1に、神埼北茂安線が開通をし大変便利になりましたけれども、信号機などの交通安全施設がまだ不整備で、事故の心配が大きく、早く整備をすることが望まれておりますが、やはり我が町も関係するところでもございますものですから、その交通安全施設等の整備を早くしてもらうように要請していくべきではないかと思いますが、いかがでございましょうか。

次に、町道、町内各交差点に道路標識はありますものの、優先道路の認識が薄い面が見られて、本当に交差点でかち合うような場面が多々あり、びっくりすることが多くございます。町外の方はなおさら事情がわからずという面もありまして、なおさらそういう場面が出てくるのが考えられます。確かに、標識をちゃんと見て、それに従ってということで

ということはございますけれども、それでもなかなかできていない部分もあるものですから、その標識以外にも、例えば、道路の優先順位を示すような手だてをする必要があるんじゃないかなと思います。例えば、カラー舗装による注意喚起などを考えるべきだと思いますが、いかがでございましょうか、お尋ねをいたします。

第6番目に、スポーツの推進充実のためにということでお尋ねをしております。

まず第1に、武道館が既に耐用年数をはるかに超えております。そして、老朽化をしております。特に武道館の床面のクッションがだめになっており、剣道をする子供たち、児童・生徒が膝を痛めるという被害が多く出ております。ぜひこれは改修が必要だと思います。施政方針の中にも施設整備をうたわれておりますし、その中に武道館も掲載されております。ぜひ改修に向けて検討をしてもらいたいと思います。

次に、スポーツ団体の育成・支援を具体的にはどのように進めていかれるおつもりか、お尋ねをしております。

これも施政方針の中ではうたわれておりますけれども、具体的なことが明記されておられませんので、どういうふうにご検討されるのか、お尋ねをいたします。例えば、それぞれのスポーツに関係する団体の事務局等がどこに設置されておるかは存じ上げない部分もございますが、じゃ、そういうふうな事務局スペースを確保し、提供することも連携をとっていくという意味では必要ではなからうかなと思っておりますので、どのようにお考えか、お尋ねをしております。

第7番目に、人権尊重としてL. G. B. Tの相互理解を深めるためにということでお尋ねをしております。

この件につきましては29年の6月議会の折にお尋ねをいたしました。その後、とにかく役場職員さんを初め、町内でこの理解を求めるために、深めるためにいろんなことを計画をし進めてもらいたいということをお願いしておったと思いますが、どのようにその後の取り組みをなされたものか、お尋ねをしております。

また、同じく第2番目として、教育委員会関係の小、中学校児童・生徒に向けての指導でございますけれども、これも文科省からは通達等は何回も年度ごとに出ているというふうにはお聞きしておりますけれども、この通達をいただいたものでのことだけで果たして本当に理解度が進んでいるかなという心配をするものでございます。やはり小、中学校生徒を指導するためには、先生方の理解度も深くなければならないと思っておるわけでございますが、その先生方への理解度を深めるための手だてというか、そういうことがどういうふうなことで進めておられるものか、それによって児童・生徒への指導もされるものだと思いますけれども、その辺についてどのように進めていっておられるものか、お尋ねをしております。

以上7点、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項1、タウンプロモーション30年度の取組計画は。質問要旨、昨年続き、計画されていると思うが、内容としてはどうかについて、執行部より答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

皆さんおはようございます。私のほうからは、大川議員の質問事項の1、タウンプロモーション30年度の取組計画は、要旨の1、昨年続き、計画されていると思うが、内容としてはどうかについて、答弁をいたしたいと思います。

お手元にタウンプロモーションの30年度事業としまして、30年度魅力発信拠点づくり事業についてという資料を配付をしております。

今後のタウンプロモーションにおきましては、まず、その推進体制といたしまして、一般社団法人起立工商協会のDMOとしての体制を強化し、その活動を推進していくことが必要であると考えております。

このため、DMOの機能として重要なデータの収集や分析、それに基づく観光等の戦略策定推進を担うマーケティングの専門人材が必要と考えており、来年度の魅力発信拠点づくり事業においてマーケティングの専門人材を協会に配置する予定でございます。

その上で、誘客のための体験型観光プログラムの開発、販売促進、また、鎮西山や町なかなどにおける魅力的な魅力ある空間の創出によりまして誘客を図りたいと考えております。

また、そうした情報を外部に発信することも重要でございますので、PR動画の作成や配信、また、観光情報や町の魅力を伝えるウェブサイトの整備等に取り組んでいきたいと考えております。

それから、PRということでは、先ほど大川議員からもございましたが、ふるさと納税のPR、例えば、今年度実施をしておりますアンテナショップなどにつきましても、あわせてPRとして取り組んでまいりたいと考えております。

具体的な内容につきましては、まずは配置されたマーケティングの専門人材を中心に、これまでに実施をしております王将戦やトレイルランなどの体験プログラムやPRの取り組みなどについて効果検証を行いまして、先ほど大川議員からもございましたが、PRの方法についてはマスコットキャラも含めて検討をし、その上で最適な方策等を選択し、実施していきたいと考えております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

ただいま資料に基づいて答弁をいただきました。

その中で、30年度もPR費用として150,000千円ほど、昨年よりも約20,000千円ほど増額して予算を組んであるわけでありますので、いろいろと取り組みをされるものだろうとは思っておりますが、これは昨年と同等の会社といいますかね、委託先に30年度もされるもの

か。

それと、今いろいろ取り組むということで具体的なお話はなかったわけですが、従来、全国的に2カ所、あるいは3カ所でそういうPR活動といますかね、をされている。じゃ、30年度においてもそういう箇所数だけでもいいんですが、計画されているのは、例えば、関東方面とか、何方面とかというところまで示しがされますものならばお聞かせ願いたいと思いますし、また、このマスコットキャラについてはこれまでも言うておりましたが、今のところは、つばきの関係は鎮西山関係のシンボルマークとして使うというふうなことはお聞きしておりましたが、それと、てんりゅうくん、これは米多浮立関係、それから文化財関係で使用するということになっておりましたが、まだ町としての位置づけはされていないわけですね。ですから、仮にてんりゅうくんを上峰の町のマスコットキャラとしてするというなら、そういうことで決めればいいことなんですよ。ですから、それも含めてやはりきちっと決めるべきは決めていかんといけんじゃなかろうかなと思うものから、お尋ねをしております。そういうことをまず御答弁お願いいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

議員からお尋ねございました、まず、PR経費、30年度のPR経費150,000千円ということでしたが、こちらのほうはふるさと納税のPR広告作成等業務委託料として、平成30年度当初予算におきまして150,000千円計上しているものでございます。これにつきましては今年度の取り組みを踏襲して、さらに発展していきたいと考えておまして、お尋ねの件は受託業者はどう考えているかということですが、この受託業者につきましては、予算の成立後、発注段階において、どういう業者選定が望ましいのか検討した上で判断、決定していきたいと考えております。

それから、ふるさと納税につきましては、従前から年に2回程度、今年度におきましては東京と大阪において本町のPRブースを出展をしておりますが、来年度につきましても、場所はまだ定かではございませんが、2カ所ほどでPR活動をしていきたいとは考えております。

それから、てんりゅうくんを、現在は文化関係の限定した形での位置づけではございますが、町のキャラクターとしてどうかということでしたが。

このマスコットキャラクターにつきましては、先ほどの答弁でも少し触れましたが、PRの一つの方策、方法であるというふうにご検討しておまして、そういった方策を考えていくに当たっては、DMOの中では、データ収集をして、分析をして、どういうターゲットにどういうふうにご訴求していくか、それによって、果たしてマスコットキャラクター的なものが必要か、必要な場合はどういったキャラクターが必要かという、そういうふうにご導かれていくものであると考えておりますので、繰り返しになりますが、来年度に配置予定のマーケティングの専門人材の配置を予定しておりますので、その人材を中心にこのことについても検討

をしていきたいと考えております。

○8番（大川隆城君）

先ほど30年度は2カ所ほど計画をしているということでありました。本当に28年度、29年度、いろんな形でPR活動に一生懸命力を入れたからこそ上峰の知名度も上がりましたし、また、ふるさと納税関係にもいい形での多大なる影響があったものだと思います。ですから、30年度もそういう形で進めていってもらえればと思っております。

そこで、先ほどは2カ所ほどそういう今までやってきたのと同様のPR活動をやるということでお示しありましたが、私の個人的な意見としましては、今までは執行部サイドの皆さんがそういうことでも全部取り組んで一生懸命頑張ってもらっておいりました、私たち議会人としても、そのことによって知名度が上がり、ふるさと納税にいい形で反映することをとってもいいことだなと思って喜んでおりますが、仮にそこに議員も参加させてもらって同じくそういう活動に携わるとすれば、本当にいかに上峰がどういうふうに受けとめられるかというふうなことも実際に体験をできるし、また、その後押しにも一緒に頑張ろうやないかという気持ちになるんじゃないかというふうな気もするものですから、全員ではなく、何人ずつか分けてでも参加するようなこともいいんじゃないかなというふうな気もしますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

大川議員の町のブランドづくりといいますか、地域のこのキャラクターも含めた、どのような町のコンセプトでこの町を売り出していくかという点についての御質疑でございました。

町のそのイメージをつくる上では、やはりデータがまず基本にないといけないというところで考えております。データに基づく明確なコンセプトというものをつくりたいと。ですから、執行部が、これまでいろいろ議会からの御要請も受けながら、また、地域の伝統行事をベースに取り組んできたことでは限界がある、この方向性でもっと手を加えていくべきだという議論が今後なされるかもしれませんけれども、外部のやはりしっかり識見をお持ちの方をベースにDMOというものを組織し、地域への誇りと愛情を醸成しつつ、観光地経営としてどういう売り出し方が適切かということについての専門組織をつくりたいということで今回DMOをつくり、体制づくりを1年目にさせていただきながら、今後、専門人材をベースにそこをつくっていききたいというふうに考えてございます。

まだまだ足りないのは、滞在人口率は非常に高いにもかかわらず、着地型の旅行商品などはまだ造成できておりませんので、このあたりをつくっていききたいという環境の整備するための予算は整えています、我々執行部が口を出してつくっていくというよりも、専門人材をベースにつくっていくことを念頭に置いているということでございますので、もちろん議員の皆様方の御意見もこうした場でお聞きした上で、そのDMOのほうに伝えていく役割が行政にあるのかなというふうに考えてございます。

○8番（大川隆城君）

とにかく多くの皆さんに上峰のことをいかに数多くを知ってもらおうか、これが一番大事なことだと思います。佐賀県人は特に、何と申しますか、自己PRが下手だということをよく言われますが、それを打破して、やはり上峰を大いにもうどこにでも売り込んで、上峰は、上峰はというふうに話題に上げてもらうようにするために、さらに努力をしてもらいたいと思いますし、私たちもしていきたいと思います。

とにかく何遍も言いますように、これがふるさと納税とかいろんなところにいる影響を与えていることには間違いないものですから、どうぞ今後も努力を重ねてもらいたいと思、この項を終わります。

○議長（寺崎太彦君）

それでは次へ進みます。

質問事項2、30周年にむけての準備委員会の進捗はどうか。質問要旨、町制施行30周年にむけての協議がされていると思うが進捗状況はどうかについて、執行部より答弁を求めます。

○総務課長（江崎文男君）

おはようございます。私のほうからは、大川議員の質問事項の2、30周年にむけての準備委員会の進捗はどうか、その中の質問要旨1の町制施行30周年にむけての協議がされていると思うが進捗状況はどうかという質問にお答えいたします。

町制施行30周年記念事業のあり方につきましては、内部検討を行い、過去の10周年記念、20周年記念事業を精査し、今現在、各課より提出されております町制施行30周年記念の事業案を取りまとめを行っているところでございます。

今後につきましては、先ほど議員からも言われました検討委員会等の立ち上げを早速行い、各課からの事業内容を精査した中で今年度の30周年記念の事業内容を検討していくような形になるかと思、

また、先ほど言われました上峰町の歌につきましても、その検討委員会の中で精査し、検討されるものだと思っております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

今、課長は準備委員会が設置されるものだというふうな答弁を最後されましたが、検討はされているにしても、まだ設置がされてない。ちょっともう少しテンポを速めてすべきじゃないですかね。例として挙げますと、佐賀県がことし30年度は明治150年祭ということでいろんな行事を組まれている。また、薩長土肥連合の関係での催しも組まれている。それらは少なくとも、県ですからベースが広いものですから、去年おとしぐらいからずっと計画はされていたと思うんですね。で、今になって正式にこうだということを示しがあって実行に移されている。

規模が小さくて町の単位ですから、そんなに何年も前からは無理でしょうけれども、少なくとも1年前からはもうどうするこうするというその概要でも組みながら、その煮詰めをして、最終的にどうするというのを早く決めていかなければいけないんじゃないかと思うものですから、去年の12月に、あと29年度は3カ月しかないけれども、年度内にそういうやつを準備して、新年度に入ったら早速やるということが望ましいからということでしとったところ、いまだに設置までは届いてない。ちょっとペース的には遅いんじゃないかと思いますが、先ほど各課からは提案があっているということですが、その件数的には結構上がっているものですか。よからばその辺もちょっとお聞かせください。

○総務課長（江崎文男君）

各課からの事業内容につきましてですけれども、この事業内容につきましては、記念式典のメイン事業といたしまして、1つは冠事業と企画事業と2つに分けて行うような形になっております。

冠事業と申し上げますのは、毎年行っている事業の頭に、先ほどの上峰町30周年記念何々事業というような文言を設けて行う事業を一応冠事業という形をとっております。また、この30周年に向けまして新たに企画をされた事業、これにつきましては企画事業ということで、今2種類の事業内容について各課から取り寄せを行っておるところです。おるところといいますか、2月末で一応締め切りをして、今精査しているところでございます。

事業内容につきましては、まだ、最終的な検討委員会の中で決まっていくかと思えますけれども、まち・ひと・しごと創生室からでは1事業、健康福祉課から1事業、産業課から1事業、生涯学習課からは3事業ですかね、済みません、4事業ですね、それと文化課からは1事業というようなことで事業内容が届いているところでございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

今お聞きしたら、今現在の段階で8項目の行事の関係が提案されているということで、これはまた大変うれしく思います。ただ、前回の折に、先ほど、12月にしたときに課長のほうから予算も伴うという言葉も出ているわけですよ。ならば、なおさら急がんとはいけんじやなかろうかなという感じがしております。補正でしていくということは当然可能ですけれども、やはりその詰めをしていくのがやっぱり結構時間がかかりましようからですね。やはりなるべく早目早目に取り組んでいってもらえればというふうに思っております。

今現在知り得ている範囲では、NHKのど自慢がその30周年記念の一環というようなことではお聞きしておりますけれども、そのほかにも、あのときはこういうことがあったなというふうに皆さんが喜んでもらえる、喜ぶというか、思い出になるといいますかね、そういうことを取り組んでもらいたいなというふうに思うわけですが、最後に町長にその辺のことでちょっとお話を聞きたいと思いますが、いかがでしょう。

○町長（武廣勇平君）

今、議員が御指摘いただきましたように、ことしは県においても、市町と実施させていただいております明治維新150年とこの町制施行30周年が重なる年、節目の年であります。節目の年にふさわしい、この節目のイベント行事を通じて、上峰町が、施政方針を書かせていただきましたが、ホップ・ステップ・ジャンプという展開を迎え、このステップの時期になるような取り組みを応援していきたいと思っております。

これまでは総合戦略に基づくさまざまな目標を掲げ、それに向けての施策の実施に注力をしてきたところであります。それはもちろん合意形成をとりながらの総合政策であったと思いますし、また、さまざまな要望を反映する施策を進めてきたつもりではございますけれども、やはりこのイニシアティブを行政が持っている形で進めてきた事業が多かったという印象がございます。

この30周年記念においては、各課、また、各課に関係する各種団体のさまざまな御要望を自分たちが実施し、上峰町を主体的に盛り上げたいという取り組みを応援したいというコンセプトで予算化を考えていきたいというふうに思っております。もちろん予算の浪費はいけませんので、各団体が、その行事、イベントを通じてさまざまな問題解決、会員が不足しているだとか、問題に抱えている内容を解消できるような、ちゃんと仕組みを持ち込んでいただいた事業立案をしていただけるようお願いをしていきたいと思っております。

これまでと違うやり方での事業の実施になりますが、ぜひとも多くの町民の皆様方に30周年を契機に、それぞれの団体、サークル、またはいろんな仲間同士のコミュニケーションの場があると思いたく、そういう場で取り組んでいただくことを議員の皆様方にも啓発、周知のほうをお願いしたいと思っております。

○8番（大川隆城君）

ただいま町長から答弁いただきましたように、ぜひ皆様方が本当に喜んでいただけるようなことを各課連携された上でやってもらいたいと思いたく、それには私がもう何回となく要望しております新しい町の歌の制定もぜひ加えて取り組んでいただければとお願いをして、この項は終わります。

○議長（寺崎太彦君）

それでは次へ進みます。

質問事項3、農地・水事業問題について。質問要旨、この問題の解決にむけての取組みはどうかについて、執行部より答弁を求めます。

○産業課長（小野清人君）

おはようございます。大川議員からの質問事項3、農地・水事業問題について、要旨のこの問題の解決にむけての取組みはどうかという御質問でございます。

大字堤の農地・水に関しては、平成30年1月9日に鳥栖署へ告訴状を提出いたしまして、

警察側では告訴状を受け取る前に警察独自で捜査をしたいと言われており、受理を保留されている状況にあります。

また、今回、大字堤の案件を受けて再発防止に向けた対応として、毎年度、各協議会を対象とした事業説明会を開催し、規約に沿った構成員全員を対象とした総会の開催や活動内容についての周知徹底を各協議会に行ってもらいます。また、実施状況報告の中で、総会の実施状況の確認として、写真の提供や総会資料と議事録の提出、また、欠席者への周知に関する実績などの確認を実施してまいります。

総括質問の中で各協議会の総会への担当課の出席はという御質問でございましたが、各協議会の総会は各地区の総会と同日に行われていることが多いのと、担当課の人員の関係もあり、総会への参加はせずに、先ほど申し上げますとおり、写真、会議録での確認を行います。

また、大字堤の取り扱いはという、平成30年度の取り扱いはという御質問でございましたが、平成30年度、堤地区には協議会が存在しないものというふうに思われますので、不交付となるというふうに考えております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

先ほど30年度の取り組みについて答弁いただきましたが、特に大字堤地区は30年度は事業はされない状況、これが30年度だけに限られるものか、それから、その後もずっとされないものか、その辺がまだはっきりしておりませんが、とにかくこれまで新聞報道いろいろあっておりました。最終的には1月10日の佐賀新聞に県警との協議というようなことも載っておりましたが、やはり早く解決しなくちゃならないものだという事は言うまでもないと思います。

ですから、今後のことについて町の取り組みも含めてですが、町長にお尋ねをしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○町長（武廣勇平君）

大川議員からの再度質問でございますが、先ほど小野課長が答弁したのは部分的に切り取った話ばかりで、その後にやりとりも進めておりますので、私から補足的な意味も含めて答弁を申し上げたいと思います。

まず、新聞報道にあったように、請求金額を全額返還としていることについては、やはりまず、国、県が我々市町に返還命令が出ていない時点で請求をしておりましたので、国、県がどのような御意思でおられるかということを確認をする時間が必要だというふうに私自身は考えております。

前回、28年度分につきましては返還がされました。さきに議員の皆様方にお知らせを予算委員会の場でしましたように、引き続き、国、県は27年度以前につきましても求めていくことで文書で、これは知事のほうからいただいているところでございます。

近日中に2回目の書類を、顧問弁護士とともに帯同していただき、県警に書類の提出を行ってまいります。そして、このときに県警として言われたのは、長期間かかると。うちで抱えている文化課の係争案件が2年ぐらいかかっておりますけれども、それほどまではかからないのではないかという話しぶりでは私の直感では感じましたけれども、長期化するんだろうなというふうには思いました。

そしてあわせて、請求金額については、今回、弁護士費用も含めて1,080千円の予算をいただいております。刑事、民事、両面でしっかりと責任を求めていきたいというふうに考えてございます。

県警の担当者の言葉を引用させていただくと、やはりこれは何も問題がなかったということではないので、しっかりとどの点が問題があるかを確定する作業をこれからやっていくということでございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

とにかくもう今現在は警察、司直の手に委ねられている部分もあるものですから、私どもがいろいろと言うべき筋もないと思いますが、先ほども言いましたように、とにかく町長からは少し長期化するのではないかというような答弁ありましたが、私どもとすれば、もうできるだけ早く解決するように、さらなる努力を重ねてもらいたいということをお願いして、この項は終わります。

○議長（寺崎太彦君）

それでは次へ進みます。

質問事項4、不育症治療にも助成をしてほしい。質問要旨、不妊治療助成は男・女ともに実現したが、同じように不育症に苦しむ方にも助成できないかについて、執行部より答弁を求めます。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

皆様おはようございます。大川議員の質問事項4、不育症治療にも助成をしてほしい、要旨1、不妊治療助成は男・女ともに実現したが、同じように不育症に苦しむ方にも助成できないかに関して答弁をいたします。

不育症とは、妊娠はするけれども、流産、死産や新生児死亡などを繰り返して、結果的に子供を持たないことを不育症と呼びます。習慣、あるいは反復流産は、ほぼ同意語なのですが、これらには妊娠22週以降の死産や生後1週間以内の新生児死亡は含まれません。学会でも何回流産を繰り返すと不育症と定義するかはいまだ決まっていない状態と承知しております。リスク因子もさまざまでありまして、偶発的な流産やリスク因子自体が不明であることも65%ほどあるとされております。また、病態ごとの治療方針が一定しておらず、病態が多様であること、ストレスなどの要因が病態を複雑にすることなどから、医学的エビデンスが

確立しておらず、多くの産科医にとって難解な疾患となっているようであり、リスク因子の特定も治療法の確立も研究段階にあるとされています。

厚生労働省の研究班が平成20年度から22年度にかけて調査研究を行い、平成23年3月に不育症治療指針を作成し、提言をしていますが、いまだ対応方針としては確立がなされていないようです。

しかし、検査や治療が段階的に保険適用になってきているところでもあります。また、専門医も少なく、スクリーニングも不十分で過剰な医療が行われているケースもあるため、学会での検証結果や治療方針の確立などの動きを見るなど、もう少し研究をする必要があるかと思えます。

以上、大川議員の質問の答弁を終わります。

○8番（大川隆城君）

課長から答弁をいただきました。不育症とは、まさにそのとおりです。と同時に、今、保険適用外ということですが、それも方向性としては保険適用の方向に向かっての検討がなされているということもお伺いしました。ただ、それが近々のうちにできるかどうかはまだ未定で、今度はその適用がいつごろになるか、例えば、10年先とかなれば、なかなかその間にも不育症の方がおいでになるかもしれない。そのときは先ほど言ったような高額費を負担してということではなかなか大変だと思います。ですから、さっきも言いましたように、不妊治療同様に、町内にどれだけいらっしゃるかもわかりませんが、もしおられたときの対応として、受け皿づくりとして同等の治療費助成をしていただければ、その不育症になられた方も安心してといたしますか、少しは負担が軽くなって取り組む意欲もさらにあるんじゃないかと思うものですからね、まずはその受け皿づくりをしてほしいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

受け皿づくりをということで御質疑いただいておりますが、先ほど県内のほうで1団体、平成27年度から実施しているというふうに伺っております。これは保険診療外の治療費を助成の対象とし、1年度につき300千円を上限としていると伺っております。しかし、実績がないということも伺っております。

取り組むに当たりまして幾つか論点を整理する必要があるとかというふうに考えております。

1つ目は、医学的に治療方法の確立や原因を特定できる検査手法の充実が必要であると考えております。現在は不育症という疾患はあるものの、診断名としてはございません。疾患全体に関してのトータル的な医学的エビデンスの確立が求められます。

2つ目として、リスク因子や病態、治療方法の研究の結果、検査方法や治療方法におきまして、徐々にではありますけれども、安全性や有効性が確認された手法につきましては保険

診療の対象になってきているものもございます。安全性や有効性が確認されていない研究段階での検査や治療については当然保険適用がなされませんが、一次スクリーニング検査や治療につきましてほとんど適用がなされているようにはなっているような状況のように聞いております。県内では1団体、1市が実施をしているようではございますけれども、保険診療外を事業の対象としているようですので、保険適用がふえてくれば事業対象も少なくなってくると思います。ひょっとするとそれによって実績がないのではないかとというような考え方もできなくもないかなと思います。

患者さんにとりましては、自治体独自の補助制度よりも健康保険による保険診療の対象となったほうが全体的な利益にはなります。ですので、そういった方向になるほうが望ましい方向ではないのかなというふうにも思ったりしております。

そういった観点から申し上げますと、今後、保険診療対象がふえ、医療保険で対応可能となれば、補助事業として行うかどうかというところの意味合いも検討をずっとしていかなければならないと思いますし、保険診療項目が今とさほど変わらない場合で、かつ医学的なエビデンスが将来確立すると、そして、補助事業として推奨できるようになるというような状況になれば、補助事業として取り組む意義はあるというふうに考えております。

いずれにいたしましても、関係学会を初め、不育症に関する周辺環境が整う必要性を感じております。国の調査研究結果を慎重に見守りたい考えですので、今後の研究課題とさせていただきますよう、そのように考えております。

以上でございます。（「わかりました。次へ進んでください」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項5、交通安全対策について。質問要旨1、神・北線が開通したが安全対策も早く整備するように要請すべきではないかについて、執行部より答弁を求めます。

○総務課長（江崎文男君）

失礼いたします。私のほうからは、大川議員からの質問事項の5の交通安全対策についての質問要旨1、県道神埼北茂安線が開通したが安全対策も早く整備するよう要請すべきではないかという御質問に対し、御答弁申し上げます。

県道神埼北茂安線の開通につきましては、ことしに入って1月15日に開通しております。安全対策の要望につきましては、町といたしまして平成28年11月7日付で九丁分地区からと江迎中村地区より、カントリーのところの町道関係の交差点に対し、横断歩道と信号機の設置要望が町のほうに対し提出されております。これを受けまして、町といたしましては鳥栖警察署のほうへ横断歩道と信号機設置に関する要望書を提出いたしております。また、その結果、中村地区のカントリーの交差点には横断歩道が設置されております。両地区とも信号機設置につきましては供用開始後の状況を精査しないと困難でありということで、九丁分地区においては道路構造上、横断歩道については難しいものがあるという回答をもらっており

ます。

そういう中で、県のほうといたしましては、九丁分地区に横断歩道のかわりに今現在カラー舗装による安全対策を施し、交差点表示等を行ってもらっているところでございます。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

先ほど九丁分、江迎地区から要請がされているということをお聞きしましたが、今回、豆津まで工事が完了して開通したわけですが、もう便利にはなりましたが、今現在はもう通行する車はふえ、そしてスピードも上げてくるものですから、危ないなという感じがいつもしております。

その中で、これは2月14日の佐賀新聞に掲載されておりましたが、あそこは今度、神・北線、県道ですから、道路優先順位もあそこの江口ですかね、江口のところなんかは今までは南北道路が優先やったのが、今回、東西が優先になったというふうに優先順位も変わったということでの戸惑いというか、そういうのもあって危険だというふうなこと、そして、周辺の方々から信号を早く設置してほしいという声が強まっているというふうな報道もなされております。

そういうことで、この関係で要望するとすれば、今現在、神・北線の整備促進期成会もありますよね。ですから、その期成会からでも早く設置を要望すればできるんじゃないかなというふうな感じがしていますが、いかがですかね。

○総務課長（江崎文男君）

大川議員おっしゃるとおり、神・北線については促進の期成会がございますので、今後は上峰町のみならず、みやき町からもこのような形での要望が出てくるかと思えます。（「議長お願いします、次へ進んでください」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

それでは次へ進みます。

質問要旨2、町道・交差点に標識はあるが加えて優先道路を示す手だてをすべきではないかについて、執行部より答弁を求めます。

○建設課長（三好浩之君）

皆さんおはようございます。私のほうからは、質問事項5、交通安全対策について、要旨2、町道・交差点に標識はあるが加えて優先道路を示す手だてをすべきではないかという質問について、答弁をさせていただきます。

先ほど議員より説明がありました標識や路面標示がある交差点の場合、必然的に標識がないほうの道路が優先道路となるわけですが、公安委員会では「止まれ」の標識及び停止線の路面標示をすることで前面道路が優先道路であると認識するには十分であると判断されております。しかしながら、現実的には運転車が標識を見落としたり、路面標示に気

づいていなかったりすることで事故が発生する状況となっているのも事実でございます。

こういう事象を解消するには、御指摘のとおり、さらに加えて交差点手前で通行車にわかりやすいようにするためのカラー舗装及びカラー区画線などにより強調する方法も一つの手ではないかと考えております。

よって、必要箇所の選定の調査や対策の方法の検討など、そういったものについて検討を行い、実施する方向で検討したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○8番（大川隆城君）

とにかく佐賀県がこの交通事故関係についてはワーストワン、ツーというくらいに多いほうだという今位置づけがされておりますので、それは上峰も含めてのことです。とにかくその町村でもそれを少なくすることが全体的に減少することにつながると思います。

御案内のとおり、この役場の周辺、四つ角が三樹病院の前から南は下坊所へ行く四つ角、幾つかありますが、それぞれで本当に大きな事故が起きていますよね。もうそれは皆さん御案内だと思います。これがやっぱり町外から来た人なんかは急いで行ったりするものだから、標識を見ないわけですよ。やはりもう目の前できちんとまた目につくような手だてをせんことには危ないだろうと思います。それに加えて、町内各地区パトロールでもして見て回れば、ほかにも結構危ない箇所もあるかと思えますからね。ぜひさっき課長言われたように、カラー舗装なりして、きちんと皆さんが目につくような手だてをぜひお願いしたいと思えます。

以上で終わります。次に進んでください。

○議長（寺崎太彦君）

それでは次へ進みます。

質問事項6、スポーツの推進充実のために。質問要旨1、施設整備として武道館の改善整備が必要ではないかについて、執行部より答弁を求めます。

○生涯学習課長（矢動丸栄二君）

皆さんおはようございます。8番大川隆城議員からの質問事項6、スポーツ推進充実のために、要旨1、施設整備として武道館の改善整備が必要ではないかについて、ただいまから答弁いたします。

武道館につきましては昭和51年に建設されております。現在42年が経過をしております。今まで一部の改修や修理を行いながら現在に至っているところが現状でございます。

改善整備が必要じゃないかと言われてますと、床の基礎が壊れて床全体が下に落ちているような状況となっております。また、床が落ちたということに伴い、床のクッション性が低下しておるのも現状でございます。また、子供さんたちへの足の影響も大きくなっていると考えておるところでございます。そういうことを考えますと、施設全体の老朽化も、床以外も

ですね、しているのが現状であると考えますので、必要じゃないかと言われれば必要だと思っております。

施設としましては長寿命化と、また早急性の対策を考えれば、床全体の基礎を改修することによってクッション性が高まると今思っておるところでございます。この床改修につけて、今後検討、協議を重ねていきたいと思っております。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

必要と言われれば必要と、そういう問題ですか。現在、現地を見てください。もうこれまで何回となくこの話出てますよ。整備計画の中で取り組んでほしいという要望も何回となく上がっているじゃないですか。もう少し認識を新たにというか、真剣に思ってもらわんとはいけませんよ。言われれば必要だ、それぐらいの認識でどうしますか。

上峰は、剣道は昔から盛んな町。三養基郡一帯、この辺は剣道盛んな中でも上峰も特に昔から盛んな町なんです。剣道連盟の先生方もどれだけおられるか知っているでしょう。それくらい昔からも盛んに取り組んでいる町なんです。その子供たち、生徒が、また大人の方も含めて、一番最初に使うのが武道館、あるいは体育館。

ですからね、やっぱりもう耐用年数も過ぎて傷んでいるならば早速やらんといけないということぐらい思ってもらわなくちゃいけない。もう本当に今の、必要と言われれば必要、この答弁、もう気分悪い。もう少し考えてください。

この教育委員会の施政方針の中にもうたっているじゃないですか。ちゃんとやると。スポーツ施設の整備充実。中央公園や体育センターを初めとする各スポーツ施設（町民プール、武道館、テニスコート）などについて、利用促進に向けた適正な維持管理に努める。適正な維持管理がされてないからこそ、足を痛めるとかなんとかという障害が出ているわけなんです。ですからね、これについてはもう早く取り組んでもらいたい。思います。そして、この上峰が剣道の関係でもっともっと多くの方に親しんでもらってやってもらいたいという思いがあるから言うわけですけども、いかがですか。

○生涯学習課長（矢動丸栄二君）

失礼します。先ほどの私の表現、皆さんに不快な思いさせて申しわけございませんでした。

先ほど申したとおり、町全体の町の施設がたくさんございます。その中で各施設ごとに今修繕、また多くの修繕等で管理を行っているところがございます。その中で武道館の重要性も十分認識しているつもりでございましたけれども、表現が間違っておったと反省しております。

武道館につきましては、現在のところ先ほど申したとおり、まず床の改修のほうを優先的に考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

私が思うのには、当面はその床の改修、もちろんそれも結構なんですけど、そのほかにお聞きしておると、今、柔道をされている生徒さんたちも10名以上ぐらいいらっしゃるようにお聞きします。その生徒さんたちが、ほかの地区に稽古練習に行かれて、そして、いろんな大会に出て優秀な成績を残しておられるという話も聞きました。前例としては、去年おととしだったですか、柔道の全国大会に出場した生徒さんもいらっしゃったということですよ。そういうことで、我が町でも柔道をやる生徒さんたちがふえているということを思うと、やはりこの武道館は、近隣市町でもあっているように、剣道、柔道、それから空手、そういうふうな武道をできるような形で今のやつを修理するよりも建てかえたがよいかなという感じもしております。

ですから、この武道については、たしか学校での選択科目になってるでしょう。剣道だけですか。とにかくその武道もやらなくちゃいけないということになってると思います。ですから、武道館もできるならば建てかえる形で検討を進めてもらいたいと思います。

それで、一応これそういうふうなことを要望して、この項は終わります。次に進んでください。

○議長（寺崎太彦君）

それでは次へ進みます。

質問要旨2、スポーツ団体の育成・支援をどう考えるかについて、執行部より答弁を求めます。

○生涯学習課長（矢動丸栄二君）

失礼します。8番大川隆城議員からの質問事項6、スポーツの推進充実のために、要旨2、スポーツ団体の育成・支援をどう考えるかについて、ただいまから答弁いたします。

上峰町内スポーツ団体につきましては、一番大きいもので言うと、上峰町体育協会がございます。体育協会には、卓球、野球、レクリエーション、スポーツ少年団、ソフトボール、陸上競技、ゲートボール、グラウンドゴルフ、バドミントン、ソフトテニス、バレーボール、剣道、バスケットボール、サッカーの14団体が加盟されております。登録人数で申し上げますと、865名が登録されております。

また、スポーツ少年団、小学生が入っているスポーツ少年団ですけども、種目につきましては、少年野球、少年サッカー、女子のジュニアバレーボール、男子のバレーボールクラブ、また、空手、剣道、ドッジボールの現在7団体がスポーツ少年団に加盟しております。登録人数で申し上げますと、子供の数で言いますと、139名が加入されております。

そのほか総合型スポーツクラブとしまして、ふれあい友遊かみみねという組織がございます。こちらの友遊かみみねにつきましては、他世代の交流、また心と体の健康、みんなの生きがい、青少年の育成の健全を目指して、今、9教室実施されています。その9教室という

のが、ミニテニスサークル、ジュニアスポーツ教室、ソフトバレーサークル、ストレッチ教室、スポーツ吹き矢教室、ヨガ教室、ラージボール卓球サークル、スポーツ屋台村、朝ヨガ教室になっております。会員につきましては、変動はしますけども、120名となっております。

支援としましては、上峰町体育協会に平成29年度が700千円の補助を行っているところでございます。平成30年度につきましては15%増、金額にしますと、100千円増で817千円の計上をさせていただいております。

また、県民体育大会、町を代表しましての県のスポーツ大会があつてますけども、そちらの出場費補助としましては平成29年度が1,200千円の補助を行っております。平成30年度につきましては760千円増の2,040千円程度の予算を計上させていただいております。

スポーツ少年団につきましては、平成29年度に町から147千円の補助、平成30年度につきましては15%増の196千円の予算を計上させていただいております。

ふれあい友遊かみみねにつきましては、平成29年度に約790千円の補助を行っております。平成30年度につきましては190千円減の600千円程度を計上させていただいております。この190千円減につきましては、もともとふれあい友遊かみみねさんのほうは独自運営を目指しておられまして、独自運営のラインに乗るまでということで5年間を毎年200千円程度減額して補助を行っているところでございます。つきまして、30年度が190千円減で600千円というふうになっております。最終的には5年目に0円というふうなことになっていく予定となっております。

また、体育の施設の利用料につきましてもですけども、まず、体育協会の加盟団体さんにつきましては施設の利用料を半額減免となっております。また、県民体育大会の練習につきましても、夏の7月から10月の県体前までの日は強化練習期間としまして、体育施設の利用料金を全額免除をしております。また、スポーツ少年団につきましては年中全額減免として利用させていただいております。ふれあい友遊かみみねにつきましては使用料は半額の減免として利用をさせていただいております。

また、育成につきましては、スポーツ少年団において指導者の講習会を毎年1回講習会を開催し、また、全スポーツ少年団の団員さんが集まってスポーツの交流会を実施しているところでございます。

また、28年度からスポーツ教室という形で野球教室を実施しておりますけども、この予算につきましても平成30年度もスポーツ教室を実施したいと思っております。

先ほど議員さんからの質問の中で事務局の話がございましたけども、今、体育協会の事務局のほうは町民センターの管理人室があります。玄関入ってすぐ右手の部屋なんですけども、そちらのほうに机とパソコン、プリンターを設置させていただいて、そこで事務をさせていただいております。そのほか、ふれあい友遊とかスポーツ少年団につきましては、特設事務室を

設けているところは今現在ございません。

こういった中で多種スポーツにおいていろんな方々の交流を深め、体を動かしていただき、健やかに楽しく活動が広がることによって健康寿命が長くなると考えております。

また、これからいろんなニーズがあるかと思えますけども、体育施設と、また町の資源等を有効に利用しまして、より活発なスポーツ活動が支援できればと思っているところでございます。

以上になります。

○8番（大川隆城君）

とにかく去年だったですか、おとしだったですか、スポーツに関係する団体間で少しごちゃごちゃとしたような話も聞いた経緯があるわけですが、もうそういうことがないように、今言うようにいろんな形で支援をしてもらい、どの団体もより活発に活動がされますようにお願いをしておきたいと思えます。何せ上峰町はスポーツ推進宣言の町ですから、その名に恥じないように今後も取り組んでもらいたいということを申し上げて、この項は終わります。次をお願いします。

○議長（寺崎太彦君）

それでは次へ進みます。

質問事項7、人権尊重としてL．G．B．Tの相互理解を深めるために。質問要旨1、町としての取組みをどう展開していく考えかについて、執行部より答弁を求めます。

○総務課長（江崎文男君）

失礼いたします。私のほうからは、大川議員からの質問事項の7、人権尊重としてL．G．B．Tの相互理解を深めるための質問要旨1、町としての取組みをどう展開していく考えかということで答弁申し上げます。

この質疑につきましては、昨年6月議会でも大川議員さんのほうからあっておりまして、今回は一歩進んだ取組みをとというようなことだと思います。

前回の答弁で申し上げましたとおり、総務担当といたしましては、まず職員に対する研修会の開催を行い、このようなLGBTへの理解を深めてもらいたいと思っているところでございます。

昨年につきましては、佐賀県立男女共同参画センターの市町職員研修を本町で行い、町職員の皆様に男女共同参画推進等の意義や重要性について理解を深めていただくための研修会を講師を招き実施をいたしております。

今年度も研修費の予算を活用しながら、担当者や職員に対し研修会の機会をつくっていきたいと思っているところでございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

今、29年度で研修会をされたということでございます。それは本当によかったなと思っております。

そこで、私がそれに加えて、1度や2度ではなかなか理解しがたいものでありますから、当然研修は重ねていってもらおうと思いますが、その折には、ぜひその当該者、当該者の団体も全国的な団体もありますし、佐賀にも団体あります。それらのところからもいろんな講演会、研修会には要請があれば出向いていただいて講演等々してもらっております。やはり具体的にその当該者の方々が実際どういうふうに出て受けてもらっているか。だから、それと今度は裏返しで、どういうふうにしてほしいとかいうようなこともあると思いますから、やはりそういう具体的なところでのことを聞いてもらったりすると、なお理解が深まるんじゃないかと思えます。

やはりこれはもう、今、だんだんとこの関係も重要視といいますか、当然のことではありますが、いろいろと取り上げて取り組むようにという、何といいますか、方向性がだんだん強く示されてきていることでもありますから、ぜひそういうことやってもらいたいと思いますので、今回、30年度が何回ほど計画されているかわかりませんが、ぜひ当該者の方も呼びいただいてやってもらいたいと思いますし、それは職員の方だけじゃなくて、町全体としても、そういうこともいろんなイベント的なことでも皆さんが理解をってもらうような取り組みをぜひ計画してもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長（江崎文男君）

先ほど私のほうからの答弁の中の研修会ということでお話をしたんですけれども、一応昨年度の研修会につきましては佐賀県立男女共同参画センターのほうでの平成29年度市町職員研修の実施ということで一つの事業の一環としてしております。また、今までもそのような研修で各町村が一つの事業として、これにつきましては費用については、先ほど言いました、そのセンターのほうで費用負担をされておりますので、そのような事業に私たちがお願いをするというような形で行っておりますけれども、先ほど大川議員からの紹介もありましたとおり、いろいろな団体もあるようですので、これにつきましては予算的には一応研修費ということで予算を持っておりますので、そのような前向きで検討していきたいと思えます。

○8番（大川隆城君）

その関係については、やはり民生委員さんとか、いろんな関係する方々もいらっしゃるものですから、その辺について健康福祉課長、今言うように、町全体としてのイベントとか、いろんなそういう研修について、そういう方々にも啓蒙といいますかね、してもらいたいし、今現在もされているかもしれませんが、現状がどうかということも含めて一言答弁をお願いします。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

関係する団体としましては民生委員協議会あたりが一番造詣が深いのかなというふうな

思っておりますけれども、常々、人権意識の向上に関しましては民生児童委員におきましても研修対象として常々研さんを積んでいるところではございますけれども、さらなるこういった差別とか、偏見を受けるような状況にありやすいような状況になりますと、ほかの疾患とか、病気のこと、そういった方々も中にはいらっしゃるんですけども、そういった方たちの研さんも含め、こういった方々に対しても理解を深めるよう、民生児童委員協議会のほうにも投げかけを今後していきたいなというふうに思っております。（「次へ進んでください」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

それでは次へ進みます。

質問要旨2、教委として児童生徒にむけての指導をどう考えるかについて、執行部より答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

皆様おはようございます。私のほうからは、大川議員の質問事項7、人権尊重としてL・G・B・Tの相互理解を深めるために、要旨2、教委として児童生徒にむけての指導をどう考えるかという御質問について、お答えをいたします。

人権尊重としてLGBTの相互理解を深めることがとても重要なことと考えております。議員のほうから御案内ありました文科省からの通達に加え、御質問の先生の理解度を上げるため、どのような手だてを行っているかという御質問についてもお答えをしていきたいと思っております。

学校においては、人権同和教育に係る研修を行っております。学校全体で共通理解を図るよう取り組んでいるところでございます。今年度、平成29年度におきまして、それぞれの研修について御案内をしたいと思います。

中学校におきましては、平成29年7月に60分間の研修を行っております。当該者であり、団体の代表である方を講師に招き、性の多様性に関する人権課題として、演題「セクシャルマイノリティーについて 多様な性を知る」ということで研修を行っております。

小学校におきましても、平成29年8月に60分、内部研修といたしまして3点の研修会を行っております。1つ、部落差別解消推進法について、2つ、性の多様性に関する人権課題について、3つ、人権が尊重される人間関係づくり、仲間づくりについてということでそれぞれ研修を行い、学校全体で共通理解を図るよう取り組んでいるところでございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

今ここに、佐賀にあるその関係の団体の活動関係のやつを資料をもらっておりますけれども、これを見よったら結構、小学校、中学校、それから町職員さんの研修会等々にこの団体の方が出向かれて研修会で講演等々をされているのが上がっております。

ですから、これも今現在はなかなか自分から私はいこうよと言う人は少ないけれども、統計上ですけれども、13人に1人はLGBTだという数字も出ておりますし、我が町の小、中学校にもひょっとしたらいらっしゃるかもしれない。また、一般の方もいらっしゃるかもしれない。ですから、それらの方々に対してのどういうものかというのを、普通、健全な方だっちゃんと認識をして理解を示さないことには、今言う差別とかなんとかにつながることも言うまでもないことですね。

ですから今後も、今言う、先生方もどれくらい知ってあるかがまだ私よくわからんところありますが、先生方も理解度を高めるための研修は大いに積んでもらいたいし、一般の方たち、生徒たちにも研修等を通じて理解を深めるように進めてもらいたい。そのために、いつかも、前回か、前回も言いましたように、東京にあるこの関係の団体のところが教師用のいろんな教材を提供するというようなこともお知らせしとったと思います。ですから、せっかくそういうのがあるなら、やはりうちの学校においても、先生方においても、そういうやつを取り寄せての研修等もぜひ必要じゃないかというふうに思っております。

ですから、そういうことも含めて、さらに理解を深めるための努力といえますか、手だてをしてもらいたいと思っておりますが、最後にその辺、もう一回お聞きしたいと思います。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

議員からも御案内をいただきました。小、中学校においてもそれぞれそういういろんな情報を共有しながら研修を行っています。年に1回といわず、繰り返しこのことについて情報共有をして、お互い教職員がそれぞれが相互理解を深めるというのが一番大切なことと思っております。引き続き取り組みをさせていただきたいと思っております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

これは昨年の12月15日付の佐賀新聞の記事でありますけれども、県の教育委員会が初めて、このLGBTの調査を県下全学校に対してされたという記事が載っておりますけれども、これは実際うちの小、中学校もその調査にはちゃんと対応されているわけでしょう。ですから、この記事を見ると、アンケート結果が2月末が回答期限で年度内には結果を各校に通知するというような記事がっております。

こういうことで、やはり重要性がますます出てきていることはもう皆さんというか、県教委も認識されてる、さらに認識を深めておられるわけでこういう調査もされていると思いますから、その辺も含めて全体的な県内のどういうふうかというのもわかりましようから、そういうこともきちんと参考資料といえますか、ちゃんと取り上げながら取り組みをさらに深めてもらいたいと思っております。

以上です。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

御案内いただきました調査に関しましても、学校における人権・同和教育推進状況に関する調査ということで、小、中学校ともに回答させていただいております。特にこれについては教職員のこの人権・同和に係る取り組み等を主にしているところでございます。

ただ、私がちょっと御質問趣旨、勘違いしてれば大変申しわけないです。児童・生徒に向けた調査ということではございません。教職員の取り組み、学校での取り組みについて調査をしておるところでございます。

以上です。

○議長（寺崎太彦君）

これで8番大川隆城議員の一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、11時15分まで休憩したいと思います。休憩。

午前11時1分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（寺崎太彦君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

通告順のとおり、4番碓勝征議員、お願いいたします。

○4番（碓 勝征君）

皆さんおはようございます。4番碓勝征でございます。

先日の3月11日で東日本大震災から7年を経過したということで、佐賀新聞のほうで被害状況等が示されておりました。2011年の3月11日午後2時46分に発生をした最大震度7、犠牲者の方が2万2,081名、多くの方が犠牲になられております。いまだに全国の避難されておられる方々が7万3,349名ということで、まだ避難生活をされているということでございます。心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問を申し上げます。

まず、ふるさと納税についてということで、ふるさと納税3年間の成果を町長としてどう思われるかということでございます。もちろんこの納税につきましては、3年間で27年が20億円、28年が45億円、29年見込みということで68億円ということで、3年間で133億円という大きな寄附がなされております。もちろん、この中から66億円相当は返礼品となっております。残につきましては、寄附者の思いの経費なり、財源へということでございます。大きな財源の確保になったということで、いわゆる町の台所は潤ったんじゃないかなろうかというふ

うに思っております。さらに、財政力アップに貢献をしておるということはもう皆様御承知のとおりでございます。これらを含めまして、長のほうからこのふるさと納税の成果をお聞かせもraitたいというふうに思います。

次に、寄附者への実績報告ということでございますが、前段で私、寄附者の方へこの実績の内容等をふるさと納税便り等でお知らせしたらどうかということをお話しておりますので、その経過などをお伺いしたいというふうに思います。

次に、町道整備ということでございます。

今回、施政方針の中で、いわゆる社会資本整備総合事業により、この坊所三上地区の変則5差路改良について取り組むということが示されました。いわゆる懸案事項でありました変則5差路の改良工事について取り組む姿勢をお伺いしたいというふうに思います。

それから、2番目に側溝整備ということで書いております。いわゆる道路改良等につきましては、舗装工事がもう花形事業でございますけれども、私は、この側溝整備ということも生活する上での大事な箇所でなかろうかというふうに思っておりますので、そこら付近をお尋ねをしてみたいというふうに思います。

次に、子供の貧困についてということでございますけれども、これについて調査・対応はということで書いておりますけれども、いわゆるひとり親、いわゆる母子、父子所帯のそういう方等を含めたところの貧困率というのは、統計によりますと50%を超えているというふうなことが言われております。そういう中で、若干議論をしたいというふうに思っております。

それから、部活動の指導員ということでございます。

いわゆる中学校の外部指導者の導入はということでございます。これにつきましては、いわゆる学校現場の先生たちの長時間労働勤務の一因になっている可能性があるということで指摘等々もされておりますので、そこら付近について議論したいというふうに思います。

次に、防犯についてということで、いわゆるこども110番の家ののぼり旗が各地区に設置をされておりますけれども、これらの管理状況は、見てみると非常におろそかにされているんじゃないかということが見受けられますので、ここら付近をお尋ねしていきたいというふうに思います。

以上、5点についてお尋ねしていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項1、ふるさと納税について、質問要旨1、ふるさと納税3年間の成果をどう思うかについて、執行部より答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

礎議員の質問事項の1、ふるさと納税についての要旨の1、ふるさと納税3年間の成果をどう思うかについて答弁をいたしたいと思っております。

ふるさと納税につきましては、財源の確保や町のPRなどを目的として、平成27年度より本格的な取り組みを進めております。このうち、財源の確保ということにつきましては、議員の冒頭での御質疑にございましたように、平成27年度の寄附額がおよそ2,060,000千円で全国第9位、平成28年度がおよそ4,570,000千円で全国第5位、また、平成29年度が暫定値ながら60億円を超える寄附となっており、相当な成果があったものと認識をしております。

また、ふるさと納税の上位団体として各種媒体に取り上げられる機会がふえるとともに、今年度はPR広告掲出等事業といたしまして、首都圏を中心にテレビCM、交通広告、ウェブ広告、アンテナショップ等に取り組んでおり、認知度の向上や寄附金の増に大きく寄与をしたと考えております。

それから、各自治体のふるさと納税の取り組みにつきましては、社会的な関心の高まりに伴いまして、近年、学術的な研究対象ともされております。このうち、福岡大学経済学部の木下敏之教授、元佐賀市長を務められた方でございますが、「九州経済論」ということで研究をされております。御自身のブログの中で、本町の取り組みについては、財政やまちづくりについて、数字的な裏づけのもと、ふるさと納税を活用した地域振興のお手本として評価をいただいているところでございます。こうしたことから客観的にも成果があったと言えるのではないかと認識をしております。

○4番（碓 勝征君）

室長のほうからは、いわゆる財源確保なりPR等々が行き渡り、福岡の経済論関係で地域振興等々に非常に貢献しているというような批評も出ているということでございます。

私は、今回のこの成果につきましては、継続をいたしまして、今回の当初予算案を見ますと、通常と申しますか、従来の予算規模としまして40億円規模前後の予算規模でありましたものが、今回の当初案につきましては115億円という予算規模で提案をされているということは、これはまさに財源確保がなされた結果ということだと思っております。

先ほど室長が申されましたとおり、このふるさと納税寄附金の確保につきましては、納税広告、PRの事柄につきましてもさらに研究していただき、もちろん関東方面の一円ということもいいと思いますけれども、例えば九州一円ということで、九州の玄関口である福岡でもこういう広報PR活動をやったらどうかというふうに思います。こういうことを含めまして、我が町の上峰町の存在といいますか、財源力、財政力アップにさらにつなげていきたいと思っておりますので、この広報PRの29年度の何と申しますか、内容と申しますか、実績を若干もう少し御披露いただきたいと思っております。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

ふるさと納税のPR広告の取り組みについての御質疑ございました。

今年度につきましては、予算の規模で申しますと、130,000千円余りの予算をいただきまして取り組みをしておりますが、寄附額の実績から申しますと、先ほど御説明しましたよ

うに、現時点で60億円を超える寄附をいただいておりますので、このPR広告については効果があったというふうに基本的には認識をしております。それから、来年度につきましては、この取り組みをさらに拡充をしていくということで、予算額につきましては150,000千円に増額をしております。

PR広告の成果について、今詳細な分析を進めておるところでございますが、ふるさと納税を利用したことがある方もふえてはおりますが、まだ多くの方がふるさと納税の制度自体を御利用でないという状況であるとか、また、来年度以降は他の自治体においてもふるさと納税のPRに取り組む自治体がふえるのではないかと。こうしたことを鑑みると、このPR広告に予算的にも、また、取り組みの実際の活動としても拡充をする必要があるというふうに判断をして、150,000千円という予算を計上したところでございます。

それから、実際の来年度の取り組みについては、議員のほうから関東圏だけではなく、九州でもということがございました。私どもの今の検討の中でも、関東圏にプラスして地域をふやしてはどうかということも上がっております。九州でやるのか、あるいは人口の規模からいいますと、やはり大阪方面というものも選択肢としては上位に上がってまいりますけれども、こうしたことも検討しながら、来期引き続きPR広告に注力していきたいと考えております。

○4番（碓 勝征君）

いずれにいたしましても、我が町に対する全国からの納税寄附ということでの善意をいただいて、財源確保につながっておるとことはもう現実でございます、ありがたいことであるというふうに思っております。いずれにいたしましても、今、室長がおっしゃったように、この納税広告PRについては、しっかりとさらに踏み込んだ中身を実行していただきたいということを思います。

これらを含めて、町長のほうから一言いただきたいというふうに思います。

○町長（武廣勇平君）

ただいま室長の答弁と重なってしまいますけれども、決算書だけを見ますと、いろいろ試算が検証等をしていただいている、先ほどの大学の教授であったり、さまざまなブログ等、また機関等がございまして、試算が進んでいるようであります。大切なのは、実質的な収入というところでの試算が大切だと思いますけれども、決算書のベースによりますと、実質的に1,340,000千円の28年度におきましては納税額ということでございます。町民1人当たりで計算すると141千円、4人家族で換算すると560千円ということで、域内の肉とか、地元のもの返礼品の額が2,845,000千円ということですから、消費のそれらの増加については、町民が単年度ではございますけれども、もちろん決算書ベースではございますけれども、1,200人増加したというような現象に例えられております。こうした全国からの寄附が大変大きな影響を与えるということでございますので、引き続き交付税の縮減等もこれによって

影響はないということでございますので、非常に重要な財源確保の手段ということで、自主財源比率を増こうさせる影響も持ちますので、しっかりと取り組んでいくことが上峰町の財政の健全化にも資することだというふうに理解をしておりますので、引き続きふるさと納税につきましては力を注いでいきたいというふうに考えております。（「次、お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

質問要旨 2、寄附者への実績報告はについて、執行部より答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

続きまして、要旨の 2、寄附者への実績報告はについて答弁をいたしたいと思えます。

寄附者への実績報告としましては、まず、町のホームページにおきまして、寄附額の実績や使い道について公表をしております。また、ふるさと納税の受け付けサイト上におきましても使い道のコーナーがございますので、そちらのほうで情報を掲載しております。さらに、昨年度発送いたしました年賀状におきましては、寄附の使い道の事例を示した上で、お礼を伝える内容にするなど工夫をしております。今後も使い道の情報等をよりわかりやすく整理し、さらに、メルマガなどでも配信を行うなどして、寄附者等の共感を得るための取り組みを進めていきたいと考えております。

○4番（碓 勝征君）

室長のほうからは、いわゆるパソコンですかね、そういう等々で、ホームページ等々でお知らせをされておるようでございますけれども、私は、なかなか住民の皆様全てがまだPC、パソコン等々の行き渡り、もちろんお持ちの方はたくさんおられると思えますけれども、広報紙でですね、ある程度のお知らせといいますかね、そこら付近もある程度すべきじゃないかという思いがございます。さらに、年賀状等々で寄附者の方へのお知らせ等もあるようでございますけれども、一つには、そういうふるさと便りを出すことにおいて、具体的に使い道とか、返礼品の紹介とか、件数等々をお知らせすべきことも必要じゃなかろうかというふうに思います。

ここでちょっと、件数をちょっとお知らせをいただきたいと思えます。年度ごとの件数をよろしかったらお知らせをいただきたいということと、寄附者の分布と申しますか、例えば関東方面とか、どこ地域という区別と申しますか、寄附者の振り分け等々があればちょっとお知らせいただきたいというふうに思えますけれども。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

まず、インターネットだけではなくて、広報紙で寄附額の件数であるとか、金額であるとか、あるいは使い道を掲載してはどうかという御質疑でございました。

確かにこのふるさと納税の取り組みを引き続き進めていくためには町民の方の御理解も必要であると思えますので、過去の広報紙でもふるさと納税のPRの取り組みなんかは記事と

して掲載したことはございますけども、町民の方の御理解をより得るべく、件数であるとか、金額であるとか、使い道であるとか、そうした情報についても今後掲載のほうを検討してまいりたいと考えております。

それから、お尋ねがございましたふるさと納税の寄附の実績としまして件数でございますけども、今手元には、済みません。28年度と29年度の2月末までの数字しかありませんけども、平成28年度が件数といたしまして27万2,265件、金額といたしまして4,573,292千円となっております。それから、29年度につきましては、これは暫定値でございますけども、2月末までの実績といたしまして、件数のほうが48万5,045件、金額のほうは約63億円というふうになっております。

以上でございます。

○4番（碓 勝征君）

ぜひ町の広報紙へ私は掲載をしていただき、町民の皆さんの御理解等々をいただきながら、さらに推進になっていくかと思っておりますので、そういうことでよろしくお願いを申し上げます。

いずれにいたしましても、このふるさと納税につきましては、我が町の大きな財源確保の一助となっておりますので、今後ともますますの納税広報PR等々にも御尽力をいただきたいということを申し上げて、この項は終わります。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項2、町道等整備について、質問要旨1、坊所三上地区の変則5差路改良の取り組み内容はについて、執行部より答弁を求めます。

○建設課長（三好浩之君）

私のほうからは、碓議員の質問事項2、町道等整備について、要旨1、坊所三上地区の変則5差路改良の取り組み内容はについて答弁いたします。

この案件につきましては、平成23年12月の請願採択を受け、平成24年度に概略設計を行っており、今日現在、事業に着手できていないことについて、大変申しわけなく感じているところでございます。

概略設計では3つの計画案を作成し、振興常任委員会にお諮りし、1つの案に絞りつつも、安全性及び経済性を考慮しつつ、多方面からの意見を踏まえて事業進捗を図ることとされていたものと認識しております。

現在の状況でございますが、御存じのことと思っておりますけども、現地付近南側の農地が宅地化され、昨年末より共同住宅の建設が進められております。3案の中の2つの計画案の実現は困難になったのではないかと感じているところでございます。また、残る1つの案につきましても再検討を行い、抜本的な計画案の見直しを新年度において実施したいと考えております。

以上、碓議員の質問の答弁を終わります。

○4番（碓 勝征君）

この案件につきましてはたびたび申し上げてまいりました。今、課長のほうからもお話がありましたとおり、請願を受けて、振興委員会等々に諮りながら3案が提案されておるわけでございますけれども、私に言わせれば、この変則5差路が解消できるような私は3案ではなかったというふうに捉えております。紹介議員ですね、私と中山氏、それから、原田副議長で取り扱いをし、関係地区の区長様、上坊所、下坊所、三上区長、現在、田中議員ももちろん当時の区長さんでございまして、請願をいただいております。そういうことで、さらにこの事業推進につきまして賛同者ということで、町内外のここを生活道路として利用する皆さんの署名、400名弱の署名をいただいております。請願をしたという経緯がございます。

この請願理由をちょっと申し上げたいと思います。1つに、町の避難道路に行くまでの道幅が狭いために、避難路にたどり着くまでの方策が困難であると。2つ目に、この変則5差路の交差点であり、鋭角のため非常に見通しが悪く、交通事故の危険性が高いと。3つ目に、小、中子供たちの通学路でありまして、歩行者も自転車も同じ歩道で通行する場面があるということで、接触事故等の危険性をはらんでいる道路であると。さらに、「のらんかい」バスが道幅狭いために近くの病院回りができずに、御年配の皆様方はタクシー等々を使わざるを得ないような状況にあるということで請願がなされ、7年になろうとしている現状でございます。

もちろん、請願をされる以前からこの道路は4路線が交錯する長年の懸案道路箇所でもございます。また、この請願提出をされたことへの中傷も受けたこともございました。要は、この変則5差路の危険箇所を解消するために、町内外の皆様ですね、通行する皆様の思いを受けとめていただいて、この取り扱いにつきましては、課長のほうからは3案のうちに2つが云々と、1つは云々というような思いを言われましたけれども、いずれにいたしましても、この案件、懸案道路は非常に皆さんが待望されている道路でございますので、この交差する中身をしっかりと交差点らしき交差点をつくっていただきたい、検討していただきたいということを申し上げたいというふうに思いますので、これらを含めて、もう一回、課長なり、町長のほうからお話をいただきたいというふうに思います。

○建設課長（三好浩之君）

先ほど碓議員のほうから御指摘がございました交差点らしい交差点をつくるようにということでの御質問だと思います。

この箇所につきましては、先ほど御説明いただきましたとおり、長年の懸案事項でもございます。先ほど御説明しましたとおり、現地の状況というのが長年の経過とともに変わってきております。抜本的に交差点の形状等を考慮しながら、計画を見直すことで今年度対応したいというふうに考えておりますので、答弁とさせていただきます。

○4番（碓 勝征君）

請願理由が3点提示されておるわけでございます。安全・安心の確保できる余裕のあるスペースを持った、余裕のある交差点の案づくりをしっかりとやっていただきたい。路面標示も明確に表示をするなり、交差点のあるべき姿の案づくりを取り組んでいただきたいということで、担当課のほうで内部調査なり、現場の確認等々をしっかりとさせていただき、上司の副町長もこの事業等々につきましては御理解を持った先駆者でございますので、副町長なり、町長の指示を受けながら、この請願に取り組んでいただきたいということを要望いたしまして、この項を終わります。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問要旨2、側溝整備はについて、執行部より答弁を求めます。

○建設課長（三好浩之君）

碓議員の質問事項2、町道等整備について、要旨2、側溝整備はという質問に関して答弁いたします。

側溝の整備については大きく3種類ほどに分類でき、1つ目は、排水機能維持のための側溝入れかえ、2つ目に、有効幅員確保のため、ふたつき側溝、もしくは管渠型側溝への入れかえ、3つ目に、排水不良解消のため側溝の大型化などが上げられます。

まず、1つ目の排水機能維持のための入れかえについては、修復を必要とする破損箇所について、局部的な修繕を行うことで対応しているところであり、町道維持補修等業務委託により対応しております。

2つ目のふたつき側溝への布設がえについては、計画的に継続事業として実施しており、平成30年度は4路線を計画しております。

3つ目の排水不良解消については、近年、雨の降り方が変化してきており、一部の地域に集中的に雨が降るといような事態がふえております。過去に整備された道路側溝では排水し切れず、住民生活に多大な悪影響を及ぼしている箇所を調査し、排水計画について十分検討を行った上で事業化を図っているところでございます。平成30年度は中の尾団地北部の排水不良解消のための側溝布設を計画しております。

以上、碓議員の質問の答弁を終わります。

○4番（碓 勝征君）

課長のほうから、まさに3点の項目等々で対応ということでございます。

申し上げましたとおり、どうしても道路改修、側溝等々を含めて、舗装工事等が花形的なことで理解をされておりますけれども、私は申し上げたとおり、生活に密着した道路改修、側溝を含めて、これは必要であるということで私は理解をしております。長年の狭小道路の生活をするについて、町道より我が家の出入り口の問題、幅員の確保、生活道路の側溝の存

在は非常に大事な項目であると思います。予算特別委員会で課長のほうから側溝の対応につきましては3つから4つ御披瀝がございました。これはぜひそういう3項目に該当する箇所でございます。いわゆる団地造成をされた中で、宅地を確保するため、どうしても道路、そういう排水路等々がおろそかになるケースはあると思います。そういうこと等を踏まえながら、町道に移管ということでございますので、当然そこは改修なり補修等々をやりながら、住民の皆様に応えていかなければならないというふうに思うわけです。大雨時に宅地内に流入をし、生活に支障の出るような現状がございます。そういうこと等を含めまして、町民からの要望等々を私たち町民代表という立場で受けてまいっておりますので、長年やはり我慢をして我慢をしての生活をされているという現状がございますので、ここはしっかりと私は町として捉えていただき、住民の皆様へのそういう思いですかね、応えていただくということをやっていただきたいということを強く要望したいと思いますので、そういうことで、最後に一言いただきたいと思います。

○建設課長（三好浩之君）

ただいま碇議員のほうから、激励とあわせたところでのお言葉であったかと思えますけれども、今年度におきましては、側溝入れかえの路線として、先ほど申しましたとおり4路線計画しております。今後に当たりまして、計画的に町内の側溝の入れかえ等、あと排水不良箇所等調査しながら順次対応していきたいと思っておりますので、それで答弁とかえさせていただきます。

○議長（寺崎太彦君）

お諮りいたします。一般質問の途中ではございますが、ここで休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、1時まで休憩いたします。休憩。

午前11時55分 休憩

午後1時 再開

○議長（寺崎太彦君）

再開いたします。

午前中に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

それでは、4番碇勝征議員の質問事項3、子供の貧困について、質問要旨、調査・対応はについて、執行部より答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

4番碇勝征議員の質問事項3、子供の貧困についての要旨1、調査・対応はという御質問についてお答えをいたします。

貧困対策の一つとして、上峰町要保護・準要保護児童生徒就学援助事業を教育委員会のほうで実施をしております。調査の方法として、小、中学校の全児童・生徒を対象に制度を御案内いたします。対応といたしましては、経済的な理由によって就学困難な児童・生徒の保護者に対し、基準により、学用品費を初めとする就学援助を行います。

以上です。

○4番（碓 勝征君）

今、事務局長のほうから要保護・準要保護就学援助等々の調査等を実施しているということのお話でございますけれども、福祉の面からも問題点があるんじゃないかなというようにも思います。いわゆる必要最低限の生活水準が満たされておらず、心身の維持が困難である、そういう貧困等々も見受けられるということでございます。私が先ほど申し上げましたとおり、ひとり所帯の貧困率というのは50%を超えているというデータもあるようでございます。その中で、ひとり親の無職の方のパーセンテージが52.5%あると。反面、有職であるひとり親の方の率というのが54.6%というような数字もあるようでございます。私はこの調査対象と申しますかね、これにつきましてはひとり親に限定しないで、いわゆる所帯の年収とか、子供さんの家庭内の3度の食事とか、高校進学とか、必要な環境、物、必要な食料品が購入できない、公共料金の滞納、データを見ますと、こういう項目もやはり関連しとる内容が非常にあるようでございます。既にこの貧困調査につきましては、県のほうでの発表でございますけれども、市段階で武雄市と嬉野市が実施をしておるようでございます。町につきましては、玄海町が本年度対応するというような貧困調査の実施と予定がされておるようでございますので、町としていわゆる福祉の立場で子供のこの貧困についてはどういう考えを持っておるか、お聞かせ願いたいと思います。

○住民課長（福島敬彦君）

皆さんこんにちは。碓議員の御質問でございます。

子供の貧困対策ということで、非常に大きな課題でございます。平成25年の6月26日に子供の貧困対策の推進に関する法律が施行されております。その法律の基本的理念でございますが、先ほど議員おっしゃられたとおり、子供の貧困におきましての大綱になりますが、教育の支援、それから保護者に対する生活の支援、それから就労の支援、経済的支援、この4つをそろえたところで、全体的にいいまして福祉面、それから子育て支援面、それから教育面と、広きにわたって支援すべき対策をとるべきことというふうに私は理解をしているところでございます。

その中で、所管が今のところはずっと分かれておりますが、私ども住民課所管の中でどういった支援があるのかなというふうにちょっと今考えまして、住民課所管では、まずは先ほど議員おっしゃいましたとおり、ひとり親家庭につきましては支援をやっているところでございます。現在、ひとり親家庭の世帯数としましては113件のひとり親家庭がございまして、う

ち5件が父子家庭でございます。児童数としましては186名を把握しているところでございます。

そういった中、住民課所管の支援策といたしましては、当然にしてひとり親家庭の医療の支援でありますとか、または、当然ひとり親の御家庭に対しましては就労支援ということが当然でございますので、就労をしていただくためにはどうしても保育の必要性が生まれますので、その保育の必要性を考えまして、生活保護世帯、現在把握しているところでは保育の必要性でお預かりしている世帯は1世帯、児童数にして2名をお預かりをしているところでございます。それと、母子家庭の非課税の世帯が保育の必要性としてお預かりしている世帯が22世帯、児童数としても29名の子どもたちを支援しているところでございます。

それと、住民課所管におきまして、県の事業ではございますが、ひとり親家庭医療費助成です—もこの子供の貧困対策に対する支援として国も位置づけをしております。これは県の事業ではございますが、子供の医療の、先ほど言った件数です、113件という世帯に対して子供の医療の対応をしているということでございます。

それと、あと住民課のほうで、これも県の事業、皆さんへのお知らせをしながら相談を受けていくということではございますが、母子父子寡婦福祉資金というのがございます。これは鳥栖の保健福祉事務所が所管をしております、私ども末端の行政のほうで相談を受けただ際には、福祉事務所を通して貸し付けを行うという制度でございます。そういった制度を利用していただきながら、教育の充実または生活支援ということでやっているところでございます。現在までの29年度の相談の件数といたしましては、4件相談がっております。貸し付けの実施につきましても2件実施をされておるところでございます。今後も、当然これは住民課だけのお話ということにはなりません。先ほど議員おっしゃられましたとおり、この子供の貧困対策におきましては、要するに、子供の小さなときから、それから就学の支援まで、当然、福祉支援も中には入ってくると思います。そういったことも考慮して、町内行政機関も連携して、今後、この貧困対策の推進に対しましては取り組みをしていかなければいけないというふうに考えるところでございます。

私からは以上でございます。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

福祉面からというお問い合わせもあったかと思えます。先ほど住民課長のほうも言われておりましたけれども、ちょっと1課で対応できる内容ではないかな、かなり広範囲に及んでいる内容かなというふうには思っております。私も生活保護を主管する立場といたしましては、実質、決定認定につきましましては、鳥栖保健事務所のほうでその事務を行っておりますけれども、それを取り次ぐ機関として把握している内容としましては、29年の10月末現在で、ちょっと古いんですけども、当町では30世帯37人が生活保護の認定を受けております。そのうち、18歳未満の子供さんがおられる世帯というのは5世帯というふうに把握をしている

ところでございます。

また、子供の貧困についてという御質疑ですけれども、子供の貧困ということは大人の貧困でもありますので、大人の貧困ということで鑑みますと、生活困窮者自立支援法という法律もございまして、そちらのほうではなるべく自立した生活を送れるようにということで、鳥栖の保健福祉事務所、そしてハローワーク、それと、あと県社協とか、あとは市町村の社会福祉協議会、あとは市町村、それぞれ一体となって、県のほうに生活困窮者自立支援センターというものがございます。そちらのほうで家計相談とか、困窮されている方の困窮ぐあいに応じたところでの御相談に乗っているところでございます。

また、貧困のカテゴリーにも幾つか分け方がございまして、絶対的な困窮者の方、相対的な困窮者の方というのがおられます。絶対的困窮者というのは、生活水準そのものに満たなくて、必要な文化的な生活が営めないような状態の方、また相対的困窮者というのは、その国とかの生活水準に合わせて若干変わってはくるんですけれども、大ざっぱな言い方をすると、大体その半分ぐらいの収入の方で生活が苦しい方というのをいわゆる言われているそうなんですけれども、そのほかにも、例えば、ある一定の所得はあるんだけど、お金の使い方がですね、例えば、生活費とか子供を育てるお金よりも、携帯とかスマホの金銭のほうを重要視して、そちらのほうに使ってしまうと。結果的に衣食住のほうに困窮を来しているというような状況の方も困窮というカテゴリーの中には入ってまいります。ですので、そういったものを勘案すると、貧困という状況を鑑みたときに、貧困という定義そのものをどうするかというようなところも悩ましい点がございまして、そういったところに関してはかなり精査が必要だろうというふうに考えております。

以上です。

○4番（碓 勝征君）

住民課長なり健康福祉課長のほうからそれぞれいただきましたけれども、いずれにいたしましても、この子供の貧困につきましては、子供の貧困に関する概要という中身を見てみますと、あらゆる各種中身があるようでございます。母子、父子家庭の貧困とか、それから、就労問題、養育費問題、就学援助、生活保護受給の中の子供さんの扱いとか、学力格差、高校進学への公的給付と奨学金の問題、それから、医療費の問題とか、虐待、食生活、もろもろいろいろあるようでございますけれども、いずれにいたしましても、子供は国の宝ということでございますので、こういう問題等々が各窓口等々に御相談されるようなこと等が生じる場合もあるかと思えます。もちろん窓口として民生児童委員さんの活動範囲にも入るかと思えますけれども、そういうこと等を通じながら、この貧困に対しての調査を全体的に取り扱いをするようなことについてはどういうふうに思われるか、そこら付近ひとつ伺いたいと思えます。

○議長（寺崎太彦君）

執行部、答弁をお願いします。

○住民課長（福島敬彦君）

碓議員の御質疑でございます。子供の貧困の町内の家庭の調査ということであろうかと思えます。先ほど教育課長のほうからも調査を今後はやっていくということも言われたと思えます。私、先ほどから申しましたとおり、これは幼児期から、正確に言いましたら、先ほど福祉課長も言いました親の貧困から全部つながってくると思えますので、そういった総合的に親の貧困から子供の貧困を生んでしまうというような総合的なことも当然でございます。そして教育的な貧困ということも当然生まれてきますので、そういったところ、関係各課そのところ話し合いながら、どの時点を子供の貧困というような形でまず基準を持っていくかということも、これも法律的には適用されているところもあるとは思いますが、上峰町としての考え方も当然でございますので、そういったところも勘案しながら、調査対象がどういふような形でなるのかというのを精査して、ぜひ貧困についてまたこちらのほうも統計といえますか、調査をしてみたいというふうを考えております。

以上でございます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

御質問いただきました調査ということでございます。教育委員会、要保護・準要保護につきましては、先ほど御案内しましたとおり、全世帯、全児童・生徒へこの制度の御案内をしております。そういうことで、まずは全世帯にこの制度が届いているというふうに考えております。その中で、要保護に準じる生活困窮について申請をしていただいております。その後、認定ということになっております。29年度におきましては、児童606人のうち、51人を認定しております。同じく中学校におきましては、生徒268人のうち、28人を認定しております。率で申しますと、小学校で8.4%、中学校で10.4%が要保護・準要保護の認定をしているということで、貧困の対策をしているというふうな数字になろうかと思えます。

以上です。

○4番（碓 勝征君）

いずれにいたしましても、この調査の窓口といえますのは、県のほうがこども家庭課というふうな窓口があるようでございますので、ここら付近と連携をとりながら、もちろん庁舎内の協議も必要でございましょう。県としての窓口がございますので、ここらあたりと協議をしていただきながら、この貧困対策については取り組んでいただきたいということで、要望にとどめます。よろしくをお願いします。

○議長（寺崎太彦君）

次に進んでよろしいですか。（「はい、どうぞ」と呼ぶ者あり）

それでは、次へ進みます。

質問事項4、部活指導員について、質問要旨、中学校の外部指導者導入はについて、執行

部より答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

碓議員の質問事項4、部活動指導員について、要旨1、中学校の外部指導者導入はという御質問についてお答えをいたします。

さきの田中議員への答弁と重なりますことを御容赦願います。

部活動指導員制度につきましては、平成30年度に向けて1名の予算を計上しております。平成30年度から国、県の補助事業としてスタートをする事業でございますが、現在のところ、佐賀県としての補助事業内容の詳細については示されていない状況でございます。複数人の導入につきましては、中学校と協議しながら積極的に取り組んでいきたいというふうに考えています。

以上です。

○4番（碓 勝征君）

今、課長のほうからは、当該年度で1名の計上ということで、県費の補助事業というようなことのようにございます。

いずれにいたしましても、教育現場の長時間勤務の一因であると。と申しますのが、要するに、学校の先生が部活の顧問等々をされておるといようなこともございましょう。いわゆる学校の先生の負担を軽減する、部活動の安定運営を資するために、この部活指導員は必要でなかろうかというふうに理解をしておるところでございます。

文科省におきまして、今年度、学校教育法の法律が改正をされまして、この部活動指導員を学校の職員というふうな位置づけの法律改正もあるようでございますけれども、なかなか実施段階に入りますと、いろいろな問題が山積しているようなこともあるようでございます。

ちなみに、日本中学校体育連盟の調べですね、2016年でございますけれども、全国で2万9,555名の指導者、県内では254名の指導者がおられるというデータがあるようでございます。いずれにしましても、少子化に伴う教員数が減少し、部活動の顧問の確保に苦慮している学校現場のようでございますので、外部指導者を招くことによって、申し上げた問題等々が解消できるんじゃないかというふうに思うわけでございます。

なお、現在、学校支援員の方が配置されておられますけれども、この方の中から活動指導員ということでの取り扱いというのはされないものかどうか、そこら付近をお伺いしたいと思います。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

部活動指導員の制度につきましては、議員より詳しく御紹介をいただきました。私どもも教職員の多忙化の対策に係る一助として期待するものでございます。

さらに、先ほど御紹介、御質問いただきました学校に支援員が配置をされております。この方たちが今後部活動の指導員についても任命できないかということでもございましたと思

ます。これにつきましては、今後の法改正によりまして、その中でできるものなのか、また、外部の指導者として教職員以外としてになるものか、これについては今後、この法改正を見ながら対応を進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○4番（碓 勝征君）

いずれにいたしましても、学校現場なり、子供たちにおいてもしかりでございます。

事例を1つ申し上げたいと思います。学校が指導者を捜していただき、該当する地区、町が要綱なりを設置して、この指導員の方を委嘱すると。学校の先生につきましては、いわゆる教育はもちろんでございますけれども、生活指導なり安全管理面を担当し、支援員、指導者の方には技術指導ということと、対外的な部活動の引率ですかね、監督等々をやっておる事例があるようでございますので、いずれにいたしましても、申し上げたおり、学校現場の先生の負担を軽減するなり、部活動の安定運営をしていただくことを解消するための法改正、施策というふうに思いますので、ぜひ前向きでこの学校部活動指導員の問題につきましては取り組んでいただきたいということを最後に要望いたしまして、この質問を終わります。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

ありがとうございます。

この法改正がなされれば、外部の指導者の方がですね、今は学校の顧問と一緒になければ土日の試合に参加をできないところが、法改正が行われれば、この指導員のみで対外試合とか練習試合にも参加できることが可能になるというような法改正でもございます。この法改正によって、教職員の負担がなお一層軽減できることを期待しております。ありがとうございます。（「次」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項5、防犯について、質問要旨、こども110番の家のぼり旗の管理はについて、執行部より答弁を求めます。

○生涯学習課長（矢動丸栄二君）

4番碓勝征議員からの質問事項5、防犯について、要旨1、こども110番の家のぼり旗の管理はについて、ただいまから御答弁いたします。

こども110番の家は、不審者からの声かけ、連れ去り、わいせつなどから子供を守るための緊急避難場所、子供の日常の駆け込み場所として、ボランティアの協力の企業、商店、個人宅など、現在、町内に88カ所の登録をいただいております。そこに110番の家のぼり旗を設置しているところでございます。

110番の家につきましては、小学校PTAが中心となって、毎年小学校PTA会長と小学校校長先生により、110番の家の協力店の方々に御協力のお礼の文書をお送りされておま

す。その文書の中に、旗やポールの交換が必要なときは、教育委員会窓口、または小学校へ御連絡くださいと記入されているところがございます。

こども110番の家の旗の管理につきましては、設置協力いただいている方々にお申し、古くなったり壊れたときは、教育委員会窓口か小学校へ取りに来ていただいております。時には直接110番の家に持っていくこともあります。また、協力いただいている家の方以外から、そのほかの方から連絡のあった場合は、直接その家に持っていつていることも現状でございます。しかし、現状、古くなっている旗が町内回ってみますと見受けられます。そちらに対しましては、今後、直接その家のほうに旗やポールを持っていつて取りかえをお願いしたいと考えております。

最後になりますが、旗とかポールの作成費用につきましては、教育委員会の生涯学習課のほうで予算を計上しているところがございます。

以上になります。

○4番（碓 勝征君）

防犯についてのこども110番の家ののぼり旗につきましては、学校現場とPTA、それから、生涯学習課ですかね、そこら付近の連携をとりながら管理をしているというようなことでございますけれども、例えば、一つ非常に思ったんですけれども、イオンの宝くじ売り場の横にのぼり旗を見受けました。全くもう本体、上のほうだけ残って、あとはちぎれてしまつて、これが長くですね、恐らく1年近く、以上じゃないですかね、切れとるわけですよ。子供の犯罪防止をするための手だてということであると思つています。まさに風景と申しますか、ちぎれた状態を見つみますと、この町は青少年健全についてどう思つているのかというふうなことに見られても仕方ないようなあの状況を見受けられました。ほかの地区でも何カ所か見ましたし、同僚議員のほうからも予算委員会の中でいろいろ申されまして、直接受領されて立てられるということのようでございます。確かに設置をされている家庭なりお店のほうで申し出をしてくださいとか、PTAの代議員さんですか、そういうこともありましよう。その方は、代議員は毎年かわられますからね。

とにかくこのせつかくの犯罪防止目的の私はのぼり旗であるというふうに理解をしておるもんですから、見るたびに、見たときに、そういう懸念と申しますかね、この町の子供に対する思いが伝わらないような状況が見えとるもんですから、これはですね、今、課長のほうから申されたとおりの、設置者のほうの申し出なり、PTAの申し出ということもございまいしよう。しかし、担当課としてですよ、青色パトロールもされておるようでございますので、この88カ所はチェックをしながら、そこら付近は確認をしてもらえらというふうに思つわけですよ。こののぼり旗の損傷とか、これはもうはっきり言つてみたんなかですね。どうしておるのか、立てた主管はどこなのかというようなことが問われるというふうに思つています。おっしゃつたように、いろいろ交換の条件等々はあるようでございますけれども、私は主管

課としてね、この安全・安心の確保できる私は一つのものであるというふうに理解をしておりますので、防犯の旗としての役目を果たしていない風景がかなり見えますので、ここはしっかりと主管課として関係機関等々で協議、連絡等々しながら、しっかりと設置なり、取りかえ等々を実行してもらいたい。そうすることによって、子供は町の宝でございますので、そこにやっぱりつながっていくというふうに思いますので、そこら付近をもう一回考えを示していただきたい。

○生涯学習課長（矢動丸栄二君）

旗の管理につきましては、今回、全箇所、私直接回らさせていただきました。礎議員さんおっしゃるとおり、みすばらしい旗も見ました。それにつきましては教育委員会を中心に、また、小学校の地区委員さんと連絡とりながら調整をし、また、早目に気づいたところで対応していかなければいけないと思っております。

あと、先ほどのパトロールのときにチェックをとということで、それはもう本当おっしゃるとおりで、青パトロール実施していただいております。それは教育課のほうでパトロールしております。そのときにも認識を同じに持ってチェックをしたいと思います。また、うちの生涯学習課としても青少年健全育成で春休み、夏休みはパトロールを実施しておりますので、そのときにも皆さんにお知らせとともに、こういったところにずっとありますよということで認識をしていただき、また、皆さんの目が少しでも幅広く届くように、皆さんにお願いしていきたいと思っております。

以上になります。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

これで4番礎勝征議員の一般質問を終了いたします。

引き続きまして、一般質問を行います。

通告順のとおり、7番吉富隆議員。お願いいたします。

○7番（吉富 隆君）

皆さんこんにちは。7番吉富でございます。

ただいま議長のほうから許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

大きく分けて4点ほど通告しておりますので、4点に分けて質問をいたします。

最近、私も年のせいもあるかどうかはわかりませんが、月日のたつのが非常に早いなという感じをしているところでございます。東北の災害から熊本、また、大分県日田、福岡県の朝倉等々、災害がございました。上峰町っていいね、災害がないからというようなことも同僚議員さんともお話をしていたやさきに目達原駐屯地のヘリの事故等々がございました。そういうことを考えますと、我が町にもそういった災害が忍び寄っているのではなかろうかなという感じをするようになりました。いろいろな問題等々については同僚議員が質問されて、町長を初め、いろいろな対策を練っておられるので、安心をしているものの、大きな災害が

来んといばってんなという感じをしてるところでございます。

前置きはその程度にさせていただいて、質問に移らせていただきます。

第1番目に、ふるさと納税関連及び契約についてでございますが、29年の9月の定例議会から半年ぶりでございますが、その9月の引き続きにもなりますが、若干緊張をしてるところでございます。明快な御回答をお願いしたいと思っております。

質問の要旨につきましては、起立工商協会との契約及び金額について（平成29年度）ということで御答弁をお願いしたいと。

それから、要旨2のふるさと納税106,502千円の契約内容について、これも業者名等々がわかれば教えをしていただきたいというふうに思っております。

3番目のふるさと納税PR広告内容及び業者選定、また及び、130,850千円の契約内容について、内容というのは広報等々について御答弁をいただければと思っております。

この要旨の1から4番目のふるさと納税の使い道については、27年度につきましてはネット上で調べさせていただいておりますので、いろいろ詳しく説明が載っております。

その中で1点だけわからない部分がございます。町長おまかせという項目がっております。町長項目に行くまでの仕分け等々がどうしても見えてこない部分がございますので、それをお尋ねさせていただきます。

1から4番までについては透明性に欠ける部分が非常に多くあるので、そういうことを含めたところで質問をさせていただきたいと思っております。

5番目に、特別会計ということで処理はできないかという通告をしておりますが、特別会計にすることによって透明性が出てくるであろうというふうに考えますので、執行部のお考えはいかがなものか、お尋ねをさせていただきたいというふうに思っております。

大きく2番目の道の駅建設についてでございますが、同僚議員からもいろいろと質問が出ておったようでございますが、重複する点もあるかと思っておりますが、御りょうしゃをいただきたい。

要旨の1番に、進捗状況についてでございますが、私たちの全協の中で、業者さんからの説明等々がございました。その中で若干時間がたっておりますので、その後の進捗状況をお尋ねさせていただきたいと。

それから、要旨2番目の建設予定場所ですね、大体の業者さんの説明が地域的なもんはお示しをいただきましたけれども、決定的なことはまだ決まっていなかったようでございます。

それに加えてですね、この道の駅というのは大変興味深い点がございます。その中で、私は賛成の一人として、上峰町の農業の活性化につながる道の駅の建設をしていただきたいというふうをお願いをしているところでございます。

それと、どこが運営するのか、町なのか、Aさんなのか、Bさんなのか、3つの項目が協議中でございますという室長さんの答弁がございましたので、その辺はどのようになっ

るのか、お尋ねをさせていただきます。

それから、大きく3番目の町長の言動についてでございますが、これも9月の議会にもはっきりと申し上げておりました。明快な回答というのがございませんので、こういう問題については、町長さん、早くけじめをつけましょうよ。中身については今申し上げませんので、町長がどういうふうにお考えなのか、お尋ねをさせていただきます。

私もですね、12月定例会になぜ質問しなかったかと同僚議員からも言われました。病院に通っていたこともございましたけれども、僕はこれを待っていました、町長から何かのアポがあるだろうと。水面下で解決する方法だってあるんだから、私は待ってました。当然12月議会に一般質問すりゃ、この問題、徹底して追及することになるので、なるべくならばと思っておりましたが、そういうことがございませんでしたので、12月は一般質問を控えたところでございます。

それから、大きく4番目に、給食無料化についてでございますが、これも同僚議員からも質問が出ておりましたけれども、私なりに御質問を考えているところでございます。

要旨1について、進捗状況ということで通告をしておりますが、無料化になって、子供さんたち、父兄さんたちがどのように思っておられるのかですね、こういった進捗状況がわかればお願いをしたい。

それから、財源についてでございますが、これは同僚議員からも初日に出ておりましたとおりでございまして、これは財源が限定されております。ふるさと納税は使わないと、一般財源は使わないと。じゃ、財源は何かといったときに、まだ起債がうちの町はいっぱいありまして、年々右肩下がりでご下がっております。9月の定例会の資料を見ますと、大体1年に20,000千円強差がありますよね。これを充てていくということでございました。

だから、この給食無料化については、もう同僚議員も申しておりましたが、2回ほど否決になっております。やっと去年の6月に無料化になりましたが、この中でも反対をする議員さんは一人もおられなかったということでございまして、段階的にやったほうがいいよ、財源的に問題ですよ。だから、段階的にしたほうがいいんじゃないでしょうかという議員さんと、いやもう真っすぐ完全無料化ということで意見が分かれたことでございます。しかしながら、議決をした以上はロングスパンで考えるべきだと僕は思います、財源については。そういったことが今後、5年、10年先のことをこの財源についてどのように執行部がお考えかをお尋ねさせていただきます。

以上、4点質問をいたしますので、明快な回答をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項1、ふるさと納税関連及び契約について、質問要旨1、起立工商協会との契約及び金額について（平成29年度）について執行部より答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

吉富議員の質問事項の1、ふるさと納税関連及び契約についての要旨の1、起立工商協会との契約及び金額について（平成29年度）について答弁をいたしたいと思います。

平成29年度の一般社団法人起立工商協会とのふるさと納税関連の契約実績につきましては、まず、業務委託契約といたしまして、ふるさと納税業務委託契約が105,364,476円でございます。それから、ふるさと納税ウェブマーケティング支援業務委託契約が15,055,200円でございます。それから、ふるさと納税CRM導入業務委託契約が15,292,800円となっております。このうちふるさと納税業務委託契約につきましては、寄附金額に合わせて委託費が増減をする形態としております。

それから、物品売買契約といたしまして、ふるさと納税のお礼の品の調達及び配送に係る契約を締結しております。これにつきましては、定額ではなく、寄附1件当たりの返礼品の金額を算出して単価とし、それに寄附件数を乗じた金額を支払う形態としております。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

北村室長のほうから、るる説明がございましたが、もっと詳しくしていただかないと答弁になりませんよ、これ。9月の議会のときを思い出してください、違うでしょう、今言いよつとと、ね。

それとですね、金額だけがお示しをされて、契約の方法、ここまで9月の定例会のときに僕は質問しているんでしょう。やっぱりそれはちゃんとお答えをしていただかなければね、答弁になりませんよね。もうちょっと詳しくしていただかないとですね、この問題については大きな金額が動いてますのでですね。そうでしょう。

この金額についてはですよ、当初予算は40億円に対してなんですね。28年、29年ですから、68億円というふうなお示しもなされておりますので、これは僕は流動的な数字になるというのは理解してますよ。

例えば、起立工商協会さんとかこういう大きな金を契約しています。方法についてはこうですよ。恐らく返礼品ですから、相当の金額になっているはずですよ。それも契約でしょう。創生室でやっているわけじゃなかでしょう。もう9月はそういうふうにお聞きしておりますので、間違っていたら、いや違いますよと、こういうことで契約を結んでおりますということをお示しをいただかないとできない問題だと思うんですよ。今金額をお示しになったのは、105,000千円とか、15,000千円の程度。いや、こんな数字じゃないでしょう、ね。よろしくをお願いします。

○町長（武廣勇平君）

何か私どもが伝えていることが理解をされていないようですが、報償費につきましては、起立工商協会との契約ではないと再三再四申し上げてきていると思います。契約というより

も、お金は渡っていますが、そこで何かこう、入札とか契約があっているわけではございませんで、報償費として出しているということでございますので、聞かれたのは契約についてでございますので、契約について申し述べさせていただいたところでございます。

○7番（吉富 隆君）

報償費の問題につきましても、9月で議論をしましたよね、当然。これは委託じゃないよということをはっきり言われてますよね。だから、契約と僕は言っているだけのことであって、報償費であろうとなかろうと、契約をされているのは間違いなかでしょう。支払いを報償費でしている、そう僕は受けとめておるので。

ただ、いろいろ僕は言う気はないんですが、大きな金が動くので、室長さんが軸にやっておられると思うので。そういう9月の流れの中で明快な回答がなかったから僕は9月の定例会の引き続きをやりますよというお願いをしているのでですね。

報償費の問題も、それは仕分けの問題であるということは議論をさせていただきましたので、その中でも起立工商協会というのはいつできたのという話も、突っ込んだ話をさせていただいております。もうだからそこら辺を、せつかく晩遅うまで起立工商協会さんは仕事をされております。またその中でも、株式会社ジッパーの問題も9月に僕はしました。町長の答弁では、契約をしてないので、僕は知りませんということであった。議事録見てください、そういうふうになってます。そうじゃなくて、せつかく仕事をしていただいているんで、もうこういう契約ですよ、こういう中身ですよということが見えないので、お尋ねをしているんで、何らこういろいろ疑惑を持ってやっているわけじゃございません。それは理解をしていただきたいと。

このふるさと納税というのは、町長初め、職員の皆さんの御努力のたまものだと僕はいつも言ってます。やはりこれは町長の企画立案が実ったということなんですよ。よくよく考えてみますと、ふるさとチョイスの2%、5%よりもぼんとやった、このやり方というのが的中している。どんどん注文が来るようになったというふうに報告を受けていますんで、それから、PR問題について130,000千円についても、どんどんやってくださいよという話もさせていただきました。それも40億円に対してですもんね。相乗効果の話もさせていただきました。

しかしながら、このふるさと納税について、起立工商協会との契約のあり方、内容については、北村室長、覚えとっと思っんですよ。どういう方法ですか。（「議長」と呼ぶ者あり）ちょっと待ってよね、そういうことも9月の議会で質問をしとるんですよね。北村さんはよく覚えてとっと思っんですよ。

僕が随意契約ですかと、いろいろ話させてもらった。見積もりですかという話もさせてもらいましたけれども、きちっとした答弁がなかったんでね。そこら辺が僕は心残りがあったので、質問しているんですよ。御理解をいただきたいと、明快な回答をもう一遍いただきました。

い。

○町長（武廣勇平君）

まず、特定の会社の名前を今出されましたが、基本的には起立工商協会との契約は町は行っておりますが、その先の委託先については、この議場でその中身をつまびらかに話せということで、もちろん、何か疑惑があつてそれなりの挙証責任が議員にはあると思いますけれども、そういうものがあれば、お知らせする義務があると思いますけれども、私どももそこまで資料を寄せていませんし、起立工商協会との契約内容について答弁するのが通例ではないかと。

例えば、これは各種団体においてもそうだと思います。商工会さん、土地改良さんが、どの業者さんと発注契約をされているかわかりませんし、そこについて、一般質問の場で質疑があつた場合に、その発注先の資料も、補助金が入っている分が全てであれば検討はいたしますけれども、入っていないような部分があれば、その部分について疑惑でもない限り、説明する責任はないのではないかというふうに思います。

また、委託につきましては、業務委託料と先ほどの物品契約等々、さまざまな契約がございますので、全て今、概括的に室長のほうからお話をさせていただいたとおりでございますが、どこの契約の部分を目指しているのか、明確にして質疑をいただければ、それについては担当課長として答弁すると思ひます。

○7番（吉富 隆君）

私はわからない部分があるので質問していることであつて、だから、ふるさと納税関連という言葉を使わせていただいておりますから、関連について、当然、質問はあるものと執行部はお考えであろうと僕は思っております。

もう9月の定例会のときも、そこそこの話で答弁なかったんじゃないですか。私が質問しなければ、起立工商協会という名前は、恐らく議員の皆さん、誰も知らなかったでしょう。そういう問題等々も質問をしておりますので、今、起立工商協会というのは、予算委員会でも名前はどんどん出てきますから。僕は30年度んとをお尋ねしているわけじゃございませんので。そういった内容はもう少し詳しく説明はできると僕は思っていますよ。

もういろいろと仕分けの分でいろいろな問題があるんですが、9月もね、起立工商協会さん、株式会社ジッパーの話もさせていただいております。だから、関連ということを使っておりますので、できる限り詳しく、できる範囲でよかけんですよ、御答弁をいただければと思います。

○町長（武廣勇平君）

平成29年度の予算についてのお尋ねでございます。

29年度につきましては、今現在、当初予算書も皆さん補正も終わり、3月議会になりまして3月補正も終わったところでございます、起立工商協会に委託されているものについて

も、これまで予算書の費目もちゃんと説明させていただきながら、契約について御説明をしていたと思います。

ですから、どの予算の、どの費目の部分についてのお尋ねなのか、やはりそこら辺がはっきりしないと、さっきみたいに私が混同したみたいな発言になってしまうと思いますので、これ、吉富議員によくある傾向ですが、質問の中の具体的な意味がちょっとよくわからないときがございます。今回も言動についてということで書かれておりますが、昨年の9月議会でのやりとりについて私が答弁しなきゃいけないということであれば、やはり今から議事録を確認してですね、これは、やりとりを振り返って答弁しなきゃいけなくなってしまうということで、これはちょっと脱線しましたが、言いたいのは、やはり具体的に質問を書いていただかなければ、用意もできないし、用意ができないことで遅滞を招いていることを問題として指摘されても、こちらとしても困りますので、ぜひとも事前通告には、より具体的に書いてございますので、お願いを申し上げたいと思います。

○7番（吉富 隆君）

私は具体的に申し上げているつもりですが、ふるさと納税関連につきましては、そもそも当時、初めはですね、40億円という想定予算なんですよね。それに対して数字が出てきているはずなんですよ。そうでしょう。だから、先ほどから申し上げておりますとおり、29年度については、68億円という想定金額が出てますんで、これは流動的になりますよということとは理解してますと、こう申し上げておりますので、僕は具体的にやっているつもりなんですけどね。私はそう思ってます。僕は間違っていないと思ってますよ。うん。

そういう内容等々が見え隠れする部分があるんで、わからないから質問をしている。これは当然、議員として間違っている質問ではなかと僕は思っております。だから、29年度と入れております。30年度も40億円ということも同僚議員が言われるように、40億円に対して、当初予算じゃなかった、骨格やったと思います、町長選挙があったので。その中でも40億円と。29年度も40億円ですよ。ほら、そのとおりですよ。

だから、それに対して、もうパーセントまで僕は言ったつもりよ。もう最終的に僕が知りたいのは、契約のほうと金額について、最終的に、上峰町にふるさと納税で幾ら残るんだろうかというのが僕は疑問なんですよ。余計残ったほうがいいに決まっているね。

ところが、同僚議員の質問については、今13億円の話も町長されております、ですね。何%になるのと突っ込みはなかったんですが、僕はこれだけお骨折りをいただいて頑張っている中で、最終的に上峰町に幾ら残るだろうか。ふるさと納税をやっている自治体でも赤字があります。赤字のところもでございます。

やはり、僕がここでこういう問題を出しているのは、最終的に歳出の改革は必要不可欠ではなからうかと思っております。もう物すごい経費がかかってますんで、競争の世の中ということも町長は委員会の中で言われて、ことしもPR代は150,000千円、20,000千円強、予

算が多くなっていますよね。だから、やっぱり競争ですからどんどんやってくださいとは簡単に僕は言うけれども、大変だと思いますよね。恐らく実のあるふるさと納税に改革はできないだろうかという気持ちも持っています。

例えば、50億円で頭打ちで中身の濃いものにしようとか、じゃ、60億円で切ったときにどうしようかという改革が今後必要ではなかろうかと思っております。なぜこんなことを僕は言うかというのですね、起立工商協会さんというのが別館におられます。地域、近所の近くをお借りして、晩遅うまで仕事をされる。そして、坊所の区長さんいわく、不審人がいるのではなかろうかと町民から言われたんで、恐らく町にも言ってきてあると思うが、そういうこともあっております。

だから、やはり人間が働くのは限度というのがあるんでね、幾ら業者さんをお願いしているからいいというもんでもなかろうし、やはり今後については改革も必要な時期が来るのではないのかなと僕は一人思っていますが、まず、40億円に対しての契約がなされた。29年度は69億円と想定までできないと思うけれども、中でも去年の12月ですかね、ことしの議会で臨時議会やったですか、8億円ほどふるさと納税等々につきましては補正がされております。大変うれしいことであって、数字的に後追いつく部分があるんで御質問しているんですよ。余りの忙しさに数字が後追いつくという傾向がある。町の出納閉鎖は5月いっぱいですね。

だから、一番最後に出てくるんですが、この問題はですね。そいけん、もう少し9月のどうのこうのと僕が言ったら、そこにさかのぼってせんばけん、もう少し詳しくということでございますが、最小限度詳しく質問をしているつもりでございます。だから、仕分けをしておりますから、そこら辺は御理解をいただきたいと思えます。

このことについては、要するに仕分けの仕方は違うにしても、金額は起立工商協会さんとトータルのどのくらいの金額になると、大枠でも結構ですので、わかる範囲で結構ですので、お尋ねをさせていただきます。

○町長（武廣勇平君）

要旨はよくわかりました。議員がおっしゃりたいのは、非常に予算が膨れていて、ちょっと先ほどのお尋ねの中に、29年度は40億円ということ当初予算がなっていたということですが、これは肉づけ予算で40億円に設定をした記憶がございますので、そこもちょっと訂正をさせていただきながらお話しさせていただきますが、寄附金が多くなり、報償費等が増加している。よって、歳出改革をしなければいけないという御趣旨のようでございますが、そうしたことはございません。財調だけでなく、基金全体額を、決算書をよくお読みになって、この複数年の累積の基金を見ていただければ、それが物語っていると思えますけれども、確かに基金積み立てが、寄附金額で皆さんが想定する以上の積み立てができていくかという、そうではないと思えます。それは皆さん御承知のとおり、さまざまな競争の中でPRに力を入れたり、こういったことは室長の答弁はもうちょっとやめます。私が答弁します。概括的

にお話をされますので、概括的に答弁しないと町民の皆さんには伝わらないと思いますから。

まず、力を入れている事業はPR事業です。PRにしっかりと力を入れて、また、DMOがDMOとしての機能を果たすように体制をつくり、そこに予算を充て、専門人材を充てていくことで地域の稼ぐ力を上峰町としてつくっていききたいという趣旨で予算を充てております。これも寄附金から充てておりますが、それはすなわち地域の皆さん方が、やはり活性化をしてほしいという寄附者の意向に沿った対応だと私が判断しているからであります。

そして、寄附につきましては、多くの寄附をいただいておりますが、何に使われているか不透明だという発言もございましたけれども、そんなことはありません。町長おまかせを除く、1、2、3、これは町長お任せの4も含めてですね、地方版総合戦略に掲げたもの、これをしっかりと実施するという事は、これまでの議会でも幾度となく申し上げてまいりました。

地方版総合戦略で何をするかについては、皆さんよく御承知のとおりであります。町民の皆さんには、ホームページでダウンロードしていただければ見えるような格好になっておりますので見ていただきたいと思いますが、この地方版総合戦略に書かれている内容をもって、地域の稼ぐ力をつくり、滞在人口率の高い上峰町でお金を落とし、民間の方々が幅広く活躍できるフィールドをつくっていききたいと。そのために今、寄附金を積み立てているということでございます。

また、起立工商協会については、非常によく頑張ってくれていると思います。遅くまでその仕事をしていたのは、あれは起立工商協会ではありません。その下請の業者さんたちだと思います。そこについて不審者扱いをされている発言をされましたけれども、確かにその地区の区長さんに御理解をいただいた上での従事になってなかったのかもしれませんが、そもそも起立工商協会の活動ではありませんで、その点は議会の答弁範囲として、議会としてちょっと正常化をしていただきたいというふうに思います。

私が申し上げたいのは、起立工商協会に大きなお金が流れてはいますけれども、これは多くのお金が報償費として事業者さんたちにお支払いをする部分が大半を占めておりますし、また、その中の一部が町の活性化、地域の稼ぐ力をつくるための必要な準備金だというふうに考えております。中身について御説明を具体的に事業として御質疑があれば、それについてはお答え申し上げたいというふうに思います。

○7番（吉富 隆君）

若干私の通告とは違う御答弁もいただきましたが、本当によくよく調べてみますと、27年度についてはきちっとした形でネット上で出てます。そのほかに何かきちっと御説明はあつてないんじゃないですか、したように言われるけれども。ここで、ネット上にはきちっと出てますよ。

だから、この中で出てるんで理解はするものの、町長おまかせという項目がございますよね。町長おまかせというのが僕はわからないんで、この分についてはお尋ねをさせていただ

きたいということで、これは4項目に出てきますが、もう先まで町長が説明するんでね。そうじゃなくて、きめ細かくということで仕分けをしておりますので、起立工商協会さんとの29年度についての総額はどのくらいの契約がなされたのか。それは報償費であろうと、契約しないと出てこない数字であります。数字も流動性があるのは、もう事実ですからね。毎日、数字は変わっていくものと理解してますので、できるだけ大枠でいいから、わかる程度で御説明をいただければというふうをお願いをしているところですから、何もわからんことを僕は質問しているわけじゃないと思っております。

私は何か含みのあって言ってるわけじゃございません。議会にも本当にふるさと納税がどういうもんかというのを。僕だって理解は、どうでしょうか、五、六十%しかないと思っております。議員の皆さんもそうだと思います。非常に難しい点があるんでね、わからないから質問させていただいておりますので、よろしくその辺については御理解をいただきたいと。

○町長（武廣勇平君）

町長おまかせの部分についての御質疑がございました。これは一度ですね、総合戦略をつくった後に、当初設定していた初年度の使い道の4つの類型があったと思いますけれども、4つのうちにも入っておりました。4つのうちの1、2、3の項目に含まれないものを町長おまかせとして、寄附者から寄附の使い道として首長にお任せするという分類を設け、そこに寄附を入れていただいたことがございます。

そして、この使い道についてですね、見直しをかけました。総合戦略のまちづくり、ひとづくり、しごとづくりに変えていただくように申し上げて、現在は、まちづくり、ひとづくり、しごとづくりと町長おまかせという形で分類をしていると思っております。

町長おまかせの使い道については、私の記憶で全てを今ここで申し上げられませんが、手元に御資料を持っておられると思いますが、借金の返済にも充てたことを覚えております。財政健全化を推進したいというふうな思いももちろん持っておりましたが、地域で財政が厳しい状況についての寄附者の持続可能な地域の発展を願う声もあるだろうというふう判断し、借金の返済に、早期償還に充てていったことも初年度は記憶しております。

○7番（吉富 隆君）

議長ね、通告外のことを町長言われてるんですが、僕は一番初めの1項目、2項目、3項目に分けているので、ふるさと納税の使い道はそこに出てるんでね、僕はまとめてやっても全然関係ないけれども、そこら辺は議長、しっかりとね、手綱をしてもらわないとできないよ。

確かに今、町長言われるようにね、もう借金の問題も17,000千円ほどされてます。はい。これは誰でも、議員の皆さんとれるんでね、これはうまく見ればわかるんで。ただ、僕が後で聞いたかったのは、流れの中でこういうふうになりましたけれども、まず1項目のことをわかる範囲でいいから御答弁をいただきたいと。

議長、しっかりせんばいかんよ、ね。議会の流れて、通告順でしょう。僕がまとめていいと言ったらまとめていいんだけど、もうそこら辺について御説明をいただければ1項目はすぐ終わるんでね、お願いをいたします。

○町長（武廣勇平君）

てっきり使い道についての御質疑だと思っておりました。先ほどの文脈でいきますと、町長おまかせということがどのように使われているかということをお尋ねになられていたと思ったものですから。

こういうふうに具体的に通告に従ってやっていかないと、ここの冒頭の質疑の中でいろいろなお話をされますので、私もどの点を、どのように答えてよいかわからなくなって大変失礼いたしました。

起立工商協会との契約と金額につきましては、先ほど室長が答弁したとおりでございます。

○7番（吉富 隆君）

室長さんのお答えでは、契約については1億円と15,000千円、15,000千円ですね、もうその程度のことやったんですよね、そうでしょう。そうすると、報償費はどのくらいになるんですか、お尋ねをいたします。

○町長（武廣勇平君）

報償費につきましてのお尋ねでございます。

ふるさと納税のお礼の品の調達及び配送に係る契約を、これは定額ではなく締結しております、これにつきましては、寄附1件当たりの返礼品の金額を算出して単価として、それに寄附件数を乗じた額を支払う形態としてございます。29年度中の決算については、まだ確定をしておりません。

○7番（吉富 隆君）

29年度につきましてはまだ決定されていないと。出納閉鎖が5月いっぱいですからね、できないでしょう。ただ、冒頭に申し上げたとおり、40億円の想定予算の中でどのくらいの金額が報償費として契約されたか、わかればお尋ねをします。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

報償費、つまり返礼品の調達、それから配送に係る契約、その契約の形態につきましては、先ほど町長から答弁ありましたように、単価契約を結んでおりますので、幾らという定額の契約ではございません。ただ、寄附金の、おおむね60%程度を報償費に充てるというふうにしておりますので、当初予算におきましては40億円想定で報償費の予算をとっておりましたが、その後、1月の臨時議会におきましては、その想定を60億円に増額しておりますし、また、今回の3月補正におきましては、さらに68億円の増額としておりますので、このおおむね60%程度の報償費の予算を設定した上で、その予算の範囲内で、先ほど申し上げた単価契約に基づいて報償費の支出を行っているものでございます。

○7番（吉富 隆君）

冒頭にこういったお尋ねをしたつもりでですね、私の質問の仕方も悪かったんだろうと思いますが、報償費については、寄附額の60%相当ですよということで理解しておけばよろしゅうございますが、報償費についてですよ、寄附をいただいた金額の60%程度ですよということで理解しておってよろしいですか。

○町長（武廣勇平君）

基本原則そのとおりでございます。

○7番（吉富 隆君）

それなりの金額になるだろうとは予測はしますが、2番目のふるさと納税106,000千円の件についても、この報償費の中に入ってるのではなかろうかと思いますが、どうでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

お尋ねの件は、ふるさと納税業務委託契約が、契約額といたしまして105,364,476円となっておりますが、その中に報償費の金額が含まれているかどうかという御質疑であったかと思えます。

このふるさと納税業務委託契約につきましては、ふるさと納税を進めていくための業務、つまり寄附金の受け付けから証明書の発行、また、返礼品の企画や選定、そうした業務を委託するものでございまして、他方、返礼品の調達及び配送に係る契約については報償費でございまして、この分につきましては、基本的には返礼品の本体の価格と税金及び配送料ですので、その両者というのは全く別の契約のものでございます。したがって、ふるさと納税業務委託契約の中に、報償費、返礼品の金額は含まれておりません。

○7番（吉富 隆君）

この件につきましては、私の勘違いかも知れませんが、私はふるさと納税106,000千円ですかね——件については、ひょっとしたら報償費に含まれているんじゃないかという感覚を持ちましたので、お尋ねをさせていただきました。

そうしますと、2番目の項について、契約の内容についてお尋ねをさせていただきます。

○議長（寺崎太彦君）

済みません、そしたら、質問要旨の2ということでよろしいですか。はい。

それでは、質問要旨2、ふるさと納税106,502千円の契約内容について執行部より答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

続きまして、要旨の2、ふるさと納税106,502千円の契約内容について答弁をいたしたいと思えます。

この106,502千円というのは予算額でございまして、このふるさと納税業務委託契約の契約額といたしましては、先ほど申し上げましたように105,364,476円となっているものでご

ざいます。

この契約内容といたしましては、寄附の受け付け、関係書類の発行、返礼品の企画、選定や返礼品供給業者の確保、寄附者等からの問い合わせの対応、ふるさと納税に関するイベント等のPR、本町との連絡調整、報告などの業務としておりまして、こうした業務を平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間におきまして、一般社団法人起立工商協会へ委託をしているものでございます。

○7番（吉富 隆君）

起立工商協会さんと契約は済んでいるよと、平成29年4月1日からということで理解しておってよろしゅうございますか。

もうそこでちょっと1億円超えてますよね。そうしますと、これ、どうでしょうね。うちの町ではガイドラインがあつてですね、これは仮の話をしてはいけないかもわかりませんが、指名競争入札については50,000千円以上は議会の承認が要するというガイドラインがあるんでしょう。これに当てはまるかどうか、お尋ねをしたい。

だから、非常に議会としてわかりづらい点が幾つも出てくるんで、お尋ねをしているんで、わかれば僕は何でもないことなんで、お尋ねをします。

○町長（武廣勇平君）

当てはまりません。

○7番（吉富 隆君）

そういうことには当てはまらないので、町単独で契約ができるよということで理解してよろしいでしょうか。よろしいですね。

そうしますとですね、町単独で契約できるよ、1億円超してもという、何と言うですか、証拠という言葉は悪いんですが、いわゆるそういったことができますよというガイドラインがあるはずなんですよ、ですね。その辺を説明をお願いします。

○町長（武廣勇平君）

それは、ふるさと納税関連業者は、おっしゃる当該事業者以外にもたくさんございますし、ほかのところもそのように取り扱ってございませぬし、競争入札が適当だとは判断をしておりませぬ。

○7番（吉富 隆君）

非常に難しい点もあるとは理解するものの、やはり公金だと僕は思うんですよ、何をしても。一応、寄附をいただいても、町に入れば公金だと僕は理解しています。公金を使うのんですよ、もうガイドラインはないと、町長単独で契約できるということであれば何ら問題ないわけね。僕はそう思いますが、そこにガイドラインが、やっぱり町として、もうちょっと厳しくガイドラインの整備が必要ではなからうかと。このふるさと納税ばかりじゃなくてもね、必要ではなからうかなという僕は感じがしますんで、その辺についてお尋ねをします。

○町長（武廣勇平君）

ほかのふるさとチョイスだとか、さとふるさんだとか、ちょっと名前出してちょっとおかしいのかもしれませんが、その事業者と同様の取り扱いでございます。決して問題はございません。問題があるとすれば、挙証責任は議員にあると思いますので、問題点を指摘していただければと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

契約の方法について、私のほうから補足で説明をいたしたいと思います。

ガイドラインということでは町で独自で定めたものはないと認識をしておりますが、地方自治法及び町の財務規則におきまして、競争入札に付することが不利な場合、入札に適さない場合は、随意契約という形態が認められております。

今回の案件につきましては、ふるさと納税の、この業務の趣旨、目的が、町のPR、それから、財源の確保となっております、町のPRということであれば、やはりタウンプロモーション、観光との取り組みと一体的に進めていく必要があるというところで、魅力発信拠点づくり事業等々ですね、観光事業を受託しております一般社団法人起立工商協会のほうに随意で契約をしたものでございます。

○7番（吉富 隆君）

起立工商協会さんと随意契約ということで御理解をしてよろしゅうございますですね。何らですね、含みがあって僕は質問しているわけではないんですよ。そういう契約の仕方がありますから、こうこうしかじかですよと言ってもらえれば何ら問題ないと僕は思っています。そういったことで理解をいたしました。この1億円強の問題については終わらせていただきます。

次に進んでいただきたい。

○議長（寺崎太彦君）

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、2時50分まで休憩いたします。休憩。

午後2時35分 休憩

午後2時50分 再開

○議長（寺崎太彦君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

質問要旨3、ふるさと納税PR広告内容及び業者選定及び、130,850千円の契約について

執行部より答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

平成29年度のふるさと納税PR広告作成等業務委託料につきましての中身についてのお尋ねでございます。平成29年度の取り組みと効果についてお答え申し上げます。

12月に交通広告、これは都内の主要駅、電車の車両の中づり等の掲載を含めた交通広告ということと、テレビCM、これは12月15日から31日までの間に50本打っております。また、ウェブの広告ということと、アンテナショップ企画を実施いたしております。

PR広告を実施した12月の実績は、対前年度比で寄附件数、平成28年が10万1,655件から平成29年は22万9,301件ということで、約2.25倍増しております。また、寄附金額につきましては、平成28年1,818,109千円から平成29年2,770,653千円ということで1.5倍となっております。PR広告の効果があつたことを確認してございます。

○7番（吉富 隆君）

このPR活動についてはですね、9月の定例会でも質問させていただいているところがございます。PR活動については、130,000千円については、どしどしやってくれと僕は言ったと思っております。ただし、相乗効果については重視していただきたいということを申し述べてまいりました。

そういう中で、今、町長説明あつたように、2.5倍が出ているということで、もうこれは大成功に終わっているもんだと思っております。ただですね、この業者さんの名前が出てこなかった。同僚議員の質問の中でも博報堂という言葉が出ておまして、博報堂だけだったのかどうか、お尋ねをさせていただきます。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

ふるさと納税PR広告掲出等契約につきましての業者選定に関する御質疑でございます。

業者選定につきましては、昨年8月にプロポーザル方式による業者選定を行っております。企画提案を募集をしまして、計7社から提案を受けまして、審査の結果、最優秀者であつた株式会社博報堂を契約相手方として選出をしております。その後、同社からの見積額でございます130,842千円で、昨年10月1日付で契約をし、ことし3月31日までの契約としております。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

室長の御答弁では、博報堂だけ1件ということで理解をしたところでございます。博報堂といえ、日本で2番目の会社なんですね、これね、大きな会社で、PR業者としては非常にすばらしいところと契約されたなと思っております。30年度についても、そういった方向になるのではないかと思います。しんちょうしてやはり契約をしていただければなと思っております。

ここのPR効果については、私はどんどんやりなさいという発言をしている以上、30年度についてもどしどしやっていただきたい。ただし、20,000千円強の予算が計上されておりますので、いま一層の相乗効果に努めていただきたいと、強くこれは要望をしておきたいと思っております。

この項については終わらせていただきますと同時に、4番のふるさと納税の使い道についても冒頭で説明をいただいておりますので、この項についても終わらせていただきたいというふうに思います。

先に進めさせていただく前に、特別会計にしたかどうかという案件は、なぜこういう質問をしたかというのですね、我々議会にも特別会計をすることによって透明性が出てくると。余りにも大きい予算になっております。29年度については170億円ぐらいになるはずなんで、30年度もその程度になる可能性が大であるというふうに思うんで、このことについて執行部のお考えをお尋ねをさせていただきたい。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

済みません、確認します。質問要旨の4は飛ばす、（「もういいって、今さっき」と呼ぶ者あり）はい、飛ばすということで。

それでは、次へ進みます。

質問要旨5、特別会計について、執行部より答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

特別会計について（特別会計での処理）ということでお尋ねをいただいております。

特別会計にすることで、より透明性が増すのではないかというようなお考えを先ほど述べられました。私も特別会計にすることについて、しっかりとちょっと確認をさせていただいて、どのような考え方で特別会計というものを設けているかということについて、まず申し上げさせていただき、回答にかえさせていただきたいと思っております。

これは財政学上の、財政というと、みんな予算書のことを思い浮かべるわけではありますが、費目ごとの数字が並んでいるペーパー、表をイメージするわけですけれども、予算というのは、実は財政を決定する仕組みのことを言うようでございます。

予算とは、英語で言うと、バジェットであり、財政を決める文書を入れていたかばんのことです。かばんを指します。その仕組みは、財政民主主義に基づいて決められなければならないと。民主主義の原則から引き出されて決定される予算は、幾つかの原則に基づいているようでございます。

1つは、予算は1つでなければいけないと。第1に重要な原則は、予算は1つでなければいけないというふうに記載されています。もともと予算というのは、ルールが余りなかったところから始まって、ルールが確立するまで予算は1つではなかったそうです。予算原則がイギリスで確立される前までは、支出と収入が結びついていましたそうでございます。

例えば、海軍の予算であれば、海外から入ってくる品物にかかる関税と結びついていたと。そういう仕組みをやめて、全ての支出と全ての収入を住民が決定するために、予算は1つでなければならないという原則がまずございます。

しかし、財政が複雑になってくると、予算は1つではなく、幾つも成立することになってしまったわけでありまして。一般会計のほかに特別会計が、例えばこの国でもありますし、本町でもございますが、予算は1つでなければならないのに、特別会計が幾つもできてしまっています。これは、財政を国民が共同の財布として決定するという考え方から言えば、好ましいことではないそうです。なぜなら、Aの収入をBに出して、Bの収入がCに使われるといったような複雑な資金のやりくりができてしまうからです。そうすると、何にどれぐらい使ったのかということがわからなくなってしまいます。

地方自治体が、例えば第三セクターにお金を出すことによって赤字になったり、財政が破綻していることがしばしば報道されて以前いました。皆さんが視察に行かれた夕張もそうです。それも、会計Aが会計Bにお金を移し、また、会計Cから会計Dにお金を移すということが行われるからであります。

そこで、原則として、予算は1つでなければならないということを守らなければならないという予算制度になっていると。このことは、特定の支出を特定の収入で賄うことも禁止することに結びつきます。ノンアフェクションの原則と言うそうではありますが、もしも特定の支出と特定の収入とが結びつけられてしまうと、その支出が不必要になったと住民が考えるようになったとしても、お金が使い続けられなければならないからであります。

例えば、以前ありました道路特定財源もそうですが、揮発油税をもとに道路財源として道路をしっかりとつくってきたわけですが、住民の、例えば道路にもう使う必要がないじゃないかというときにも、特別会計にすることによって使い続けなければならないという縛りがかかってしまいます。よって、税金をどう使うのかを住民が決められる幅が狭くなってしまうと。だから総覧性——総覧性というのは、総合の「総」に一覧しつ「覧」で、総覧性を失うということにつながってしまうということがまずございます。

また、そうした視点からですね、今回、ふるさと納税という性格の寄附金が、主な強制性を持った税や、ほかの公営企業が行う使用料となじむかという話が出てきますけれども、本町としましては、やはり多くの寄附者の御意向を踏まえ、地方版総合戦略に掲げているさまざまな事業にこれから充当をしていきたいと考えている以上、必然的に一般会計とのやりとりが出てまいりますし、会計をまたがった予算の計上が必要になってくるという点、また、2つ目として、寄附金額が恒常的に見込めるものでなく、そのときどきによって大小が起きるということであれば、やはり総覧性を確保し、臨機応変に総合戦略の事業に充てていくことが必要というふうに判断をしております、一般会計での計上が正しいと思います。

また、よく議会からも、二重計上じゃないかというふうな指摘もこれまでいただきました

けれども、予算については、第1の原則、予算は1つでなければならないということに加えて、予算総額主義という考え方がございます。全ての収入と全ての支出を計上しなければならないという考え方でありまして、このことは、差額だけを計上してはいけなないと。ある税金を調達するのに、その税金を調達するために人件費やいろいろなお金がかかりますが、費用を差し引いて純粋な収入だけを予算に計上することは禁止されていると。これは企業会計ではそうではないそうですけれども、財政は、住民が決めたことがそのとおりに使われているのかをしっかりと残していくという視点から、しっかりとその軌跡、プロセスを予算書上にあらわしていくことが適切だというふうな判断をしております。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

ただいまこの案件につきまして、町長から詳しく御説明をいただきました。予算は1つでなければならないと。僕も、単純に通告をいたしました中で、僕も調べました、これは。やっぱりそのようになっていくようでございます。しかしながら、じゃ、町に特別会計ないかということ、あります。幾つもあります。だから、その辺のニュアンス的なものも今後の課題として受けとめざるを得ない部分が出てまいるだろうというふうに僕は解釈しております。

ただ、非常に大きな金額でございますので、できれば、特別会計にすれば透明性出てくるので、そうしていただければなと単純に思って質問を通告したところでございます。このことについては理解をいたしました。今後は特別会計をどう扱うかということになるかというふうに思っております。

ふるさと納税関係については、これは質問を終わらせていただきますが、いろいろと僕も調べた結果で中身の見えない部分の質問をしたところでございますので、その辺については御理解をいただきたいと。やっぱり9月の議会ではきちっとした回答もこうして、町長いただいております。きちっと出てます、内容もね。これは持ってあると思うんですよ、執行部が出してるんですから。

だから、やはり見えない部分、若干疑問も持ちました、はっきり言うて。そういったことが明快になれば、ふるさと納税についてはどしどし御尽力をいただきたい。中でも、歳出については、やっぱりもうちょっと軽減ができるのではないかというふうに思います。これ、表に出てきたなら郵送料というのが何十万件ですから、相当の金額になっているはずなんですよ。やはり僕個人的には、ふるさと納税、御尽力をいただいているけれども、最終的に幾ら残るかというのが見たいわけですから、そのことを知るために質問をしたということで御理解をいただければ幸いです。私の質問は、ふるさと納税関係につきましては、5項目まで終わりましたので、大きく2番目のほうに移っていただきたい。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項2、道の駅建設について、質問要旨1、進捗状況について執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

続きまして、質問事項の2、道の駅建設について、要旨の1、進捗状況について答弁をいたしたいと思います。

道の駅の整備につきましては、昨年9月に基本構想を策定し、現在、外部のコンサル等と連携の上、基本計画の策定作業を進めているところでございます。

議員からもございましたが、この検討作業、また基本計画の策定作業、また検討におきましては、議員からもございましたように、農業の振興、特に6次産業化というものを念頭に置いて、また、交流人口をふやしていくための交流拠点として整備することで検討を進めているところでございます。

整備の大まかなスケジュールとしましては、基本計画の策定を経て、来年度に実施設計に着手をし、再来年度の工事を想定しております。ただ、現在策定中の基本計画におきまして、施設の場所、規模や機能、整備や管理の手法、また、資金の確保等について定めることとしておりますので、具体的な内容等につきましては、基本計画の策定を待つて御説明をしたいと考えております。

それから、議員のほうから、運営主体、誰が運営をするかということについても御質疑ございましたが、このことについては、基本的に公設民営ということを軸に検討をしておりますので、そうした場合には、公、つまり自治体のほうで、町、もしくは、これは道の駅の場合は、道路管理者もかかわってまいりますので、場合によっては国とか県とかもかかわってまいります。公で建設をして、民間事業者等で運営をするということを軸に考えておりますので、しかるべき時期に、しかるべき方法によって運営事業者を選定して任せていくということで考えております。

○7番（吉富 隆君）

進捗状況については室長のほうから答弁をいただきました。この道の駅についても30,000千円の予算が組んであって、業者さんからの説明だけでございましたので、今、説明をいただきまして了解をしたところでございます。

2番目の項に移っていただきたい。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問要旨2、建設予定場所について執行部より答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

続きまして、要旨の2、建設予定場所についての答弁をいたしたいと思います。

道の駅の場所につきましては、昨年9月に策定をした基本構想におきまして、町内を、北

部、中部、南部と、大まかに3つ区分けをした上で、現在それぞれの区域の特性等を踏まえながら場所の検討作業を進めているところでございます。

なお、重複しますが、具体的な場所については基本計画において整備をすることとしておりますので、その策定を待って御説明をしていきたいと考えております。

○7番（吉富 隆君）

この建設につきましても、今、予定地についてはいろいろと模索中であるということで理解をしております。

そういった中で、32年度について建設の予定だという同僚議員からの質問の中ではそうお答えがなっているので、2年間、なか、30年、31年で具体化をしていくということで理解をしておってよろしいですかね。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

道の駅整備のスケジュールに関する御質疑でございます。

基本計画を策定した後に、来年度、つまり平成30年度に実施設計に着手をいたしまして、平成31年度に建設工事を着手いたしまして、そして、その工事がどのぐらいの期間を要するかまだ、もう設計次第などところはありますが、順調にいけば、32年度の末までには竣工をというふうに大まかには考えております。

○7番（吉富 隆君）

この道の駅建設については、慎重に慎重に進めていただきたいというふうに思っております。

この道の駅の建設については、全国津々浦々数が多くあるわけですが、その中でも7割以上は赤字だということをこの業者さんから説明をいただきましたので、町長がもともとこの発想については、よそにない道の駅をつくるというのを含めたところで、トレーニングファームとかいろいろな問題、もう当時は話題に、町長と議論をした経緯がございますので、上峰町の農業が活性化できるような道の駅にさせていただければと強く要望して、この項は終わります。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項3、町長の言動について、質問要旨、町長の考えはについて執行部より答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

町長の言動についてということでお尋ねの冒頭質疑の際にですね、9月議会のやりとりを思い出していただきたいということですが、具体的にどういう質問の内容なのかということがちょっと私が今手元に議事録等が用意できておりませんので、基本的にお答えをどのように申し上げてよいか、ちょっと悩んでここに立っておりますけれども、基本的には、全てのや

りとりは前後関係があつてのことだと理解をしております。水面下でお話をしながら話を解決するという御提案を先ほど言われましたけれども、そうした問題があつたかというふうに記憶をたどっていますが、そうした問題はございませんし、何か問題があるようであれば、御指摘をこの場でお願いしたいと思ひます。

○7番（吉富 隆君）

なるべくこの問題の中身については、今会議ではしないよということだと思ひておりましたが、町長の要望でございますので、時間もございませんけれども、させていただきたいというふうにお思ひておられます。

なお、町長につきましては、非常に性格的に気の短い方でちょっとどうだろうかという問題はしばしばあつてまいりました。

その中でも、自分が課長にした人をですよ、よかですか、中学生の能力しかないという発言が1点、これは僕が仲に入ったんで、あります。

それから、あんちきしょう吉富は刑務所にたたき込むということも現在言われています。僕は、裏づけがないことは言いませんから、ですね。これは町長が何とかこういう問題でこういうふうにお解決したいがということだあればというのが水面下という言葉を使わせていただきましたけれども、町長からの要望ですので、単純にそういうことがあつたんですよということをお知らせしておきたい。

これは相当、9月の議会では、ぜひとも告発してください、刑務所に入れてくださいと僕は断言したつもりです。議事録を読めばそのように載っているはずですが、修正がなされてない限りは。

だからですね、なるべくこのことについては、今回でやめたいと僕は思ひておりました。でも、けじめというのは人間つけるべきだと思ひます。特に町長に今度も強くお願いをしたいのは、やはり柔軟性を持った町の運営をしていただきたい。それと同時に、やはり心を持って接しをすると。人権問題にならないようなことで町運営をしていただければ、すばらしい町長さんになれるだろうと僕は思ひてますから、なるべくなら表に出さなくて解決したいなという考えがあつたので、そう申し上げたところでございます。

○町長（武廣勇平君）

その9月の吉富議員が言われました警察に通報したいという趣旨の私の発言は、前後関係があることは9月議会でも申し上げました。私が以前、吉富議員から、私が、問題点であるフォアス事業について、さまざまな御質疑をしている際に、町長、東南アジアの人に頼めば100千円で人は殺し切つとばいというふうにお言われたということも9月議会でお申し上げました。その旨を持って、住民の、私も承認がいらっしゃいますが、一緒に警察をお呼びして、相談をした経緯を申し上げました。先ほどから申し上げておられますように、前後関係が全てあるわけでありませぬ。

職員についての言動につきましては、全然違う趣旨でございます。し尿処理の使用料の料金改定の際に全く準備ができていなかったわけですが、その際に、何で準備しなかったかを尋ねた際にですね、ほかの係がやる仕事を手伝っていたと、それはそれで非常に重要なことだと思いますけれども、町民の使用料の改定に大きく影響を与える、恐らく何千万円もお金が上下するような状況の中です、そこにしっかりと注力しない、そういう対応はまずいのではないかという趣旨で申し上げたわけございまして、刑務所の話ばかりを先ほどから、去年の9月議会からされますけれども、前後の文脈をしっかりと確認していただいて、私としてはお答えをしたとおりでございますので、それを水面下で解決するとはどういうことなのか、ちょっと定かではございませんけれども、以前、水面下で解決と言われてお宅に伺った際は、テープをとられているような雰囲気は私を感じました。そういう状況を私がまたつくり出すわけにはいきませんし、しっかりとこの議場でですね、町民の皆さんに開かれた場で何が起こったかを申し述べたつもりでございます。

○7番（吉富 隆君）

町長もですね、9月定例会ではそういった発言がなされました。東南アジアと僕はつき合いはおりませんので、東南アジアと言った覚えはございません。これはもうはっきりしておきたい。ただですね、いろいろな問題はあったにせよ、言動というのは、首長が言うことと町民の皆さんが言うとはもう全然格が違いますよ。やっぱり今後は、町長はまだ若い、37歳か38歳、今後、町長、町を担っていく町長でありますので、言動についてはやっぱり考えたほうがいいですよということと、テープの問題も言われましたが、事実上、あんちきしょう吉富がと、やっぱり猫犬みたいなことを言われています。それには、やっぱり相手に与える影響というのが非常に——言った本人は、そう思わじ言われたかもわかりませんが、逆に相手はそれだけの悩みが出てます。私も少々ぐらいのことは動じはしませんが、刑務所という話が出れば、やっぱり私も、そりゃ考えざるを得ない。

だから、町長がそういった気持ちで言われるならば、それはそれでいいじゃないですか。私は私なりの行動をさせていただくということだけをここでお誓いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。大変御静聴、ありがとうございました。

○議長（寺崎太彦君）

これで7番吉富隆議員の一般質問は終了いたします。

引き続きまして、一般質問を行います。

通告順のとおり、6番井上正宣議員よりお願いいたします。

○6番（井上正宣君）

6番井上正宣でございます。時間も足りませんので、早速本題に入りたいと思います。

1番目に、武道館の改修について、その後、床の改修はされたか。2番目に、足を痛めて不評が出ているが。質問事項2番目、中学校部活指導員の実態はどうか、要旨1、住民主体

の地域スポーツクラブを創設して移行させる様だが。これは文科省の施政方針で、将来はこうなるということです。ガードレール設置について、幹線水路、特に江迎、前牟田あたりが幹線水路は両側がガードレールがないわけでございます。もし事故が起きれば、それは責任は町になってくるわけですが、そういうことも考えて、ガードレールの設置をお願いしたい。4番目に、肥前さが幕末維新博覧会の協力、県からも交付金が来ておりますが、町は何らかの形で協力すべきではないかと思って質問をいたしております。よろしくお願ひいたします。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項1、武道館の改修について、質問要旨1、その後、床の改修はされたかについて執行部より答弁を求めます。

○生涯学習課長（矢動丸栄二君）

6番井上正宣議員からの質問事項1、武道館の改修について、要旨1、その後、床の改修はされたかについて、ただいまから答弁いたします。

昨年9月の議会に井上議員さんのほうから御質問いただいたと思います。その後、床の改修は現在行っておりません。8番大川議員さんの質問と重複することになりますが、施設の長寿命化と早急性を考え、床全体を基礎から改修することによりクッション性が高まるということで、床の全体の基礎の改修に向けて今後検討を重ねていきたいと計画をしております。以上であります。

○6番（井上正宣君）

もう何年もあるわけでございますが、なぜ改修ができないのか、そこを聞きたいと思っております。よろしくお願ひします。

○生涯学習課長（矢動丸栄二君）

武道館改修につきましては、私が来る前からいろんな質問をいただいているかと思っております。その中で、まず昨年、私が来たときには、国体をまずこっちに、上峰町及び三養基郡で国体を、剣道という種目を選んで国体を開催したら武道館の改修はできるんじゃないかなというお話をお聞きしておりました。昨年、その方向性で国体の施設改修の関係が見込めないということで、今回、新たに、今改修のほうをしていきたいと思っているところでございます。

以上です。

○6番（井上正宣君）

私はなぜ改修がされないのか、ちょっとお聞きしたいわけですが。皆さん御存じにならないかもわかりませんが、こういうふうには床が3センチ下がっております。ですから、床全体が下がればいいんですが、真ん中から西側が斜めになっております。ボールがころころころと転びますよ。そういうところで練習をしたらどうなるかということです。使用を中止するかどうかしないと、子供たち、そして近隣の先生たちも来て足首を痛めています。だから、そ

ういう点で、改修をするか全面的に建てかえるか、それをしないと解決しないと思います。課長、なぜ改修しなかったのか。これもう五、六年になりますよ。中身はるる説明したと思います。変わっていないじゃないですか、4年前と。4年前と変わっておりません。だから、なぜ改修をするか、建てかえしないのか、そこをお聞きしたいと思います。

○生涯学習課長（矢動丸栄二君）

ちょっと繰り返しにもなりますけれども、先ほど井上議員さんのほうから申されたとおり、床のほうは全体的に落ちて、また床が固くなっているということ、十分承知しております。その床を改修に向けて、早ければ今年度から計画を組み、また遅くとも来年度ぐらいまでに向けて改修のほうをしていきたいという思いがございます。

以上でございます。

○6番（井上正宣君）

全体的に落ちているわけじゃないんです。入り口は当たり前ですよ。西側が下がっておる。だから床が斜めになっている。それでけがするんですよ。わかりますか。入り口から下がっていないんです。西側のほうが下がっているんです。ですから、使用中止かなんか手を打たないと、せっかく子供たちが練習して、くじいたりなんかしたら、足首くじいたらかばうんですよ。それが試合に影響したり、いろんなことになります。

ことしもおかげで優秀な子供が6名卒業しました。佐賀西高校、佐賀商業、三養基、神埼、北陵高校、この高校に全部上がっております。そういった子供たちが去年も佐賀西にも2人行っております。優秀な子供が一生懸命練習しているわけですから、なるだけけがのないような会場を提供してやらないと大変なことになると思いますよ。今後やっぱりそういった武道館の中でけがをした、これ責任は最終的には町に来ますよ、告訴しないで。ですから、使用中止か、もしくは床の張りかえか、それか建てかえをするか、お伺いをいたします。

○生涯学習課長（矢動丸栄二君）

先ほど使用中止にするか、床を張りかえるか、また施設全体を建て直すかという選択肢で御質問されました。

今現在、先ほど申し上げたとおり、床を全面ですね、傾いたところ一部分ではなく、武道場の床全面を基礎から全部やり直して、床のまずクッション性を上げたいと思っております。全て、足腰に負担がかからないように床全体を見越しての計画となっております。

以上であります。

○6番（井上正宣君）

同僚議員のほうからも質問があつておりましたけれども、上峰は柔道もやっていますよ。上峰以外のところに練習しに行っています。そして優秀な成績を上げている。だから、柔道、空手、剣道、これをやるならば、今の武道館では面積が足りないわけです。だから、思い切って建てかえる。今の場所にいいじゃないですか、北のほうに延ばせば。そういった建て

かえるか張りかえるか。張りかえても、またどうせつくらないかん。そういう問題が出てきます。それをどう考えるか。

○生涯学習課長（矢動丸栄二君）

先ほど道場としましては、柔道、空手、剣道と3つ今、種目を上げていただきました。今現在、上峰町で武道館を使われているのは、空手と剣道のみが使用されています。柔道につきましては、みやき町の中原ですね、と三田川に通っているお子様がいらっしゃるとお聞きしております。

理想を言えば、2階建ての武道場、1階と2階分けて種目ができるような武道場が理想的。そしてもう一つ大きく考えますと、体育館を2階に持って行って、1階のほうを武道場という選択肢もあるかと思えます。そういった利用方法を今後検討していかなきゃいけないと思っております。

先ほど提案されましたとおり、北側のほうにまた新たにつくるという方法も一つの選択肢だと思えます。それにつきましては、今後、これから検討していきたいと思っております。

○6番（井上正宣君）

思い切って建てかえんですか。今の武道館があるところにいいです。北のほうがあいているでしょう。ですから、下のほうは柔道と空手、2階は剣道、そういうふうに分けていいと思うんです。みやき町の武道館がちょうど下が2面、2階が2面、総工費380,000千円、半分補助金が出れば大体の額はわかっています。

町長にお願いですが、福岡先生のところに陳情に行かれたですか、武道館のことで。ちょっとお聞きします。

○町長（武廣勇平君）

武道館を新設するような合意形成が庁内ではまだできておらず、そういう議論は現在のところありませんし、御承知のとおり、当初予算にもそういう予算は上がっていません。手続的にまず教育委員会の中で議論がなされているかどうかは定かではありません。まず、長寿化計画をつくる必要があるんじゃないでしょうか。また、床面積を減らすべきだと、人口減少の時代などでですね、減らしながら質を上げていくということが必要になるというふうに常々ハード整備については思っておりますので、既存のこういうストックあるのであれば、やはり計画をつくられて、教育委員会の中で合意形成がされ、計画がつくられた後に町執行部とも折衝があって、計画に乗って対応していくというふうになると思います。その際、補助金の活用が必要であれば、県選出の先生方に御要望に行くことはあるかもしれません。

○6番（井上正宣君）

武道館のことで、福岡先生回っておられますよ。町長1人で行きにくかったら私もついてきますけども。できるだけそういう武道館を。せつかくですね。上峰の武道館は佐賀県で一

番古いんです。それはおわかりと思います。41年になりますから、もう一番古いです。斜めになるのも当たり前ですよ。そういったことで、立派な武道館建設に向けて、ひとつ気持ちを切りかえていただきたいと思うんです。町長が剣道大会のとき挨拶されるのを聞いておると、とても立派な挨拶をされておりますが、その実績に合うような武道館をぜひお願いをいたしたいと思います。署名活動が要れば署名活動をします。どうでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

この点については、かねてから生涯学習課のほうがどのように対応されるかをちゃんと見ていきたいというふうに、私の姿勢はそのような姿勢でずっと一貫しておりますので、ことし、先ほど課長は計画をつくって、来年施工みたいな計画にはならないんじゃないかなと、時間的に補助金を活用するのであれば。まさか単費でやるということではまだないでしょうから、やはり教育委員会の中で十分な議論がなされて、その後、執行部との財政との折衝があった後にここで答弁することができるようになるのではないかと思います。

武道については、中学校の授業でも、大川議員が申されましたように、非常に重要だと思っておりますし、やはり礼儀正しいですね、剣道の生徒諸君は。そういう礼節を学ぶ者として非常に重要だと私自身も思っております。傷みがあるのであれば、傷みがあるところをちゃんと直していくというための必要な手続があるものと同時に思っております。（「次に行ってください」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問要旨2、足を痛めて不評が出ているがについて執行部より答弁を求めます。

○生涯学習課長（矢動丸栄二君）

6番井上正宣議員さんからの質問事項1、武道館の改修について、要旨2、足を痛めて不評が出ているがについて、ただいまから答弁いたします。

武道館につきましては、足のクッション性が低下し、足への負担が大きくなることにより、足への負担が大きくなっていると考えられます。また、足を痛められること、お聞きし、けが防止対策として床の改修が必要と考えておるところでございます。

先ほどの繰り返しになりますけど、床の全面改修をしたいと今思っているところでございます。

以上であります。

○6番（井上正宣君）

子供たちはもちろんのこと、近隣の先生たちですね、6段、7段の先生たちが、上峰の武道館で練習をして足首を痛めて、もう上峰の武道館には行かなくて、あそこはけがするもんで、そういう評判なんです。ですから、その不評を早く解消しないと、近隣のいい先生たちが上峰に練習に来られない、そういうこともありますので、ぜひ斜めになっている床をどうにか

してもらわんと。ずっと上峰は、武道館はあっばってんが練習はされんてん、斜めになつとっけん、あそこは危なかばいていう評判が出ないようにですね、よろしく願いいたします。

○生涯学習課長（矢動丸栄二君）

斜めになって活動がしにくいと、また足を痛められるという、そういうお話、痛感いたします。そういうことを踏まえて、床改修のほうを全面的にしていきたいと思っております。

以上であります。

○町長（武廣勇平君）

ちょっといろいろここで、なんか意思決定がされていきますが、まず、矢動丸課長も新任で、まず、議論の経緯を御存じないところがありますので、基本的にやはりこういう議員さんから問題とされる箇所が出てきたということを受けて、調査をまずする必要があるのかなと。工法としましても、足首を痛めないための床のどういう施工が必要なのか、床が問題なのか、床だけでよいのか、全面改修をして新設をするといった話であったり、床を全面改修するということをここで決定する前に、まずしっかりと調査をしながら、計画をつくっていくと、教育委員会の中で協議、議論を深めて、コンセンサスをつくっていただくということを教育委員会をお願いをしたいと思います。

○6番（井上正宣君）

町長もよく安全・安心のまちづくりと挨拶の中ではよく言われますけど、そういう安全で安心して使えるような施設をぜひお願いをいたします。

○議長（寺崎太彦君）

次、よろしいですか。（「次に行ってください」と呼ぶ者あり）

質問事項2、中学校部活指導員の実態はどうか、質問要旨、住民主体の地域スポーツクラブを創設して移行させる様だがについて執行部より答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

井上議員の質問事項2、中学校部活指導員の実態はどうか、要旨1、住民主体の地域スポーツクラブを創設して移行させる様だがという御質問についてお答えをいたします。

まず、お手元に資料を提出させていただいておりますので、お開きください。中学校の部活動指導者の状況について、資料を作成をいたしました。教職員が2名、または1名ずつ顧問として指導を行っております。外部指導者が1名来ていただいているところでございます。

そこで御質問の住民主体の地域スポーツクラブを創設して移行させるようだがという点につきましても、文科省でも総合型地域スポーツクラブ育成の中で、学校の運動部活動との連携についても考えがございまして、さらに、報道によりますと、2020年東京五輪・パラリンピック後を見据え、学校の運動部活動を地域スポーツと一体化させることを柱に、自民党のスポーツ立国調査会から林文科相に緊急提言が3月8日木曜日になされたという報道がご

ございました。指導者確保の一つとして、地域のスポーツクラブとの連携が議論されているところでございます。

以上です。

○6番（井上正宣君）

今、中学校の教職員の顧問の先生方がおられると思いますが、専門でやっていらっしゃる先生が何名おられますかね、ここに上げておる中でですね。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

今回、体育部、それから文化部の教職員として上げさせていただいている数字の中で、まず、その先生方が競技者として前歴がある方は19名中8名おります。それから、指導者として、前年校とか従前からの指導者としての経験を持っておられる者は19名中17名いらっしゃいます。

以上です。

○6番（井上正宣君）

今の状態でいくと、例えば、専門の方がおられるし、そういう方も教職員異動でかわられるわけですね。永久的にその指導ができないということから、文科省がいろいろ考えて、地域スポーツの中で部活の指導者を選択するような方向に行くだろうと思っておるわけですが、そうなった場合に、今の状態から一気に切りかえていいのか、切りかえができるのか、そこをちょっとお尋ねします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

議員御質問いただきました。一気にそういう総合型地域のスポーツクラブのほうへ変更ができるのかという現実の問題であろうかと思えます。

上峰町におきましては、現在、外部からの指導者ということでは、お一人だけがいらっしゃいます。また上峰町にある、先ほど申しました総合型地域スポーツクラブ、それから小学生ですね、スポーツの指導者などから考えますと、一気に全クラブが住民の方たちにかわるということは厳しいというふうに考えております。

また、予算の関係からも、ほかの議員さんからも御質問いただいております外部指導員という国のそういう補助事業に乗せて、今後、数年かけて、そういう外部指導者への移行、それから予算の確保について進んでいくものというふうに考えます。

以上です。（「次に行ってください」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

質問事項3、ガードレールの設置について、質問要旨、幹線水路の両側に設置すべきではについて執行部より答弁を求めます。

○建設課長（三好浩之君）

井上議員の質問事項3、ガードレールの設置について、要旨1、幹線水路の両側に設置す

べきではという御質疑に対して答弁いたします。

12月議会の折に少し触れさせていただきましたけども、幹線水路沿いの道路を走行する車両が道路を逸脱して起きる被害を最小限にとどめるための施設として必要と認められる区間には設置するものと基準が定められております。設置に当たっては、当事者に大きな人的被害を及ぼすかどうかにより必要性を検討することとされており、また現地の事情により異なるので、道路の状況や近接の程度、また水深及び水位の変動など、総合的に勘案して検討することとされております。

なお、今、御質疑の件に関しましては、近隣市町における設置の状況等の実態調査を行い、先ほど申し上げた内容に基づき検討していきたいというふうに考えております。

以上、井上議員の答弁といたします。

○6番（井上正宣君）

幹線水路につきましては、江迎の幹線水路、前牟田の幹線水路、それからもう一つ西側に小さい幹線水路がありますね。全て真っすぐ自転車で行ったら突っ込むような状態です。安全・安心のまちづくりのために、ガードレールはぜひ必要だと思っております。ことし設置されるのか、来年設置されるのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

○建設課長（三好浩之君）

ことし設置するのか、来年設置されるのかということでの御質疑だったと思います。

まず、現地の状況といたしますか、延長的なものを説明いたしますと、江迎の幹線水路が約500メートル、前牟田の幹線水路につきましては530メートル程度ございます。もう一つ、西側ということではございましたけれども、延長的には幹線水路と変わらないかというふうに思っております。

それぞれ大体1メートル当たりガードレールを設置するに当たり、16千円程度の費用が必要となってまいります。概算試算しますと、江迎幹線水路で16,000千円、前牟田幹線水路で大体17,000千円ということで、これだけの予算を必要とすることになりますので、今、ことしとか来年とかということでの答弁は、ちょっと差し控えさせていただきたいと思っておりますけれども、必要性については十分認識しておりますので、今後、財政局等と予算要求の中で、上司とも検討を重ねながら、設置時期については検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○6番（井上正宣君）

川副町と千代田あたりで、自転車で入り込んで死亡された方がいらっしゃいます。そういう事故が起きる前にガードレールを設置したいと、そういう気持ちがありますので、ぜひ一気にガードレールをするわけでもありませんから、年度を区切って、徐々に危険箇所から設置してほしいと思うんですが、よろしくをお願いします。

○建設課長（三好浩之君）

今、井上議員のほうから危ないと、死亡事故も他町で起こっているということでございまして、計画的にということでございます。今後、計画を立てながら、事業のほうに乗せていくかどうかというところも検討を含めて、協議を上のほうと進めていきたいと思っておりますので、御了承いただきたいと思っております。（「次へ行ってください」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項4、肥前さが幕末維新博覧会の協力は、質問要旨、町はなんらかの形で協力すべきではについて執行部より答弁を求めます。

○文化課長（中島 洋君）

井上議員の質問事項4、肥前さが幕末維新博覧会の協力は、要旨1、町はなんらかの形で協力すべきではについて私のほうからお答えいたします。

佐賀県では、明治維新150年目の節目の記念のことし、幕末・維新期を中心とした佐賀の偉業や偉人を顕彰し、偉業をなし遂げた先人の志を今に生かし、未来につないでいくことを目的に、肥前さが幕末維新博覧会が3月17日より平成31年1月14日まで実施されます。

本事業に伴い、本町においても、この目的に賛同し、幕末・維新期を中心とした本町の偉業や偉人の顕彰及び先人たちの志を次世代に継承する事業を行います。

事業の内容といたしましては、佐賀藩10代藩主鍋島直正公の藩政を支えた家臣の一人、本町下津毛を領地とした納富鍋島家の納富市佑（夏雲）が残した「納富夏雲殿日記」の活字化を行います。鍋島藩政の行財政を明らかにする上で極めて重要な資料で、幕末佐賀藩の近代化政策の実態がより詳しく検討される内容を有しています。

また、納富市佑（夏雲）の顕彰を行い、肥前さが幕末維新博覧会場における市町の日において、鍋島市佑（夏雲）等、本町の偉人の講演や幕末・維新期にちなんだイベントを行いたいと考えております。

なお、「鍋島夏雲殿日記」の活字化等予算は、県より事業費の3分の2の交付金補助を受け、当初予算に計上しているところです。

以上です。

○6番（井上正宣君）

課長から立派なパンフレットをもらっておりますが、この中に25人、佐賀の偉人を説明したのがあるんですが、小学校1年生から4年生ぐらいまで、小学校低学年と高学年、中学生、その子供たちにやっぱりこういったパンフレットを、例えば、小学校は1年生、今度は幼稚園から上がってくるんですが、そういう子供たちにもわかるような説明をつけてパンフレットをやればいいなと思っておるんですが、わかっですか、これ、25人です。そういう人たちが幕末・維新のときから佐賀県を立派な県になしていただいたというのを子供たちのために

も、大人は見てわかるんですが、子供たちのためにも、それをぜひやってもらいたいと思うんですが、いかがでしょう。

○文化課長（中島 洋君）

先ほどの井上議員の御質問等なんですけれども、25名、佐賀ゆかりの偉人25名のモニュメントのほうを佐賀駅から博覧会の会場のほうまで設置されております。この偉人の方たちの25名の方のことを言われてあるのだと思います。

まず、1番目に鍋島直正公の銅像がきております。最後に、25番目に市村清氏、リコー三愛グループの創始者という形のところで、明治・幕末期ばかりじゃなくて、佐賀の偉人のモニュメントの設置を25体されてあります。

こちらのほうの子供たちにリーフレット、パンフレット等をとすることは、御説明等しながらできる、パンフレット等を配布することは実際できると思います。内容を書いた分です。それと、あとまた違うかもしれませんが、小学校4年生から中学校3年生まで、維新博の会場のほうに招待されております。日程は決まっておりますけれども、小学校4年生から6年生を対象には何日、中学校1年生から3年生は何日という維新博の会場に招待等をされておりますので、そのときもまた勉強等はできるかなと思っております。

以上です。

○6番（井上正宣君）

ぜひ保育園、幼稚園から、今度1年生になる幼児のみんなにもわかるように、ぜひ解釈をつけて、これじゃ、ちょっと読み切らんと思いますから、平仮名でちゃんと説明をつけて配ってもらうように、よろしく願いいたします。

○文化課長（中島 洋君）

幼稚園生のほうからは、ちょっと私のほうもどうかわかりませんが、小学生から中学生に向けてのわかりやすいチラシ等の配布等はできるかと思っておりますので、そちらのほうを行いたいと思います。

それと、あと来年の事業ですね、「鍋島夏雲殿日記」、こちらのほうの活字化を行いますけれども、こちらのほうのちょっとしたイラスト入りのリーフレットという形のところで、子供たちにもわかりやすい日記の活字化という形のところまで計画しておりますので、御紹介しておきます。

以上です。

○6番（井上正宣君）

ぜひ町民の方にも詳しくわかるように、こういった漫画調でもいいですが、大きくですね、町民センターか役場の周辺でもいいし、説明書きをつけて掲げてもらいたいなど。ポスターみたいにして、下のほうにどういうことをしたと説明書きをつけてですね、役場周辺にぜひこの25体の偉人の看板というよりか、ポスターでもいいですが、そういうものを掲げてもら

いたいなと思っておりますが、どうでしょうか。

○文化課長（中島 洋君）

今、25体のという話がちょっとあると思うんですけども、一応、今、25人偉人の方というのは、佐賀県内の偉人の方であって、基本的には平成30年度は、先ほど言いましたように、「鍋島夏雲殿日記」の活字化を伴います顕彰事業、イベント事業という形のところで進めさせていただいております。こちらがちょっとメインにはなり切らない部分はあるかと思えますけれども、佐賀の偉人という形のところでは大事なことだとは思っていますので、明治維新150年という記念もありますので、本町の事業を伴いながら、こちらのほうの佐賀県内の偉人という形のところはちょっとチラシとか、そういった形のところでお願いしたいところであります。

以上です。

○議長（寺崎太彦君）

これで6番井上正宣議員の一般質問を終了いたします。

引き続き、一般質問を行います。

通告順のとおり、9番原田希議員よりお願いいたします。

○9番（原田 希君）

皆さんこんにちは。議長より登壇の許可をいただきましたので、通告に従いまして、これから一般質問をさせていただきます。

大きく4点出させていただきます。

まず1点目、町政施行30周年についてということで、けさの同僚議員の部分と同じ内容にはなっておりますが、御回答をお願いします。

要旨の1として、30周年記念行事の計画・内容はということで質問をしております。午前中のやりとりを聞きまして、これから委員会を立ち上げられて、これから計画がというようなお話だったかと思えます。私も同僚議員と同じように30周年、大きな節目の事業なのに、今からその年になって委員会を立ち上げて計画していくというのは、ちょっと遅いんじゃないかなという気がしております。皆さん、30周年の節目の年に当たるというのは、もう随分前からわかっていたお話だと思いますので、本来なら29年度中ぐらいにある程度大まかな大枠の計画なりができて、30周年目の年に入ったらすぐ動き出すみたいなイメージを持っていたので、ちょっと急いでこれは進めていただきたいなという感じを持ちました。

それから、大きく2点目、交通安全対策についてということで、要旨の1、町道米多坊所線側溝にふたをかけて歩道の確保をできないかということで出しております。この路線については、皆さん御案内だと思いますが、側溝途中までふたがかかって、歩道が確保されております。これが最後までいっていないのが何でかなという疑問を持ちながら、ちょうどふたがかかっておらず、歩道が確保されていない部分にカーブの箇所も含むんですが、このあた

りで何度か大事故につながるような危険な状況があったというようなお話も聞いております。実際、事故までは至っていないんですが、そういう状況が何度かあったということで、地域の方から危ないんじゃないかというお話をいただいておりますので、残りの部分についても歩道の確保ができないものかということでお尋ねをしております。

大きく3点目、働く環境の整備についてということで、特に庁舎1階の各課を見ると手狭に感じるが、改善の考えはということで書いておりますが、皆さんも庁舎1階に行かれることはあると思うんですが、何というんですかね、近年、職員さんの採用というのも、これまで足りなかった分の採用というのもされながら、また、臨時の職員さんというのも雇用をされてこられています。それもあって、課によっては人がいっぱいいて、机ぎゅうぎゅうで座られている。さらに、何というんですか、書類なんかも、これはどこも一緒だと思うんですが、机の上に積まれてあったり、パソコンとかプリンターなんかもごちゃごちゃとなっているような印象を受けております。

特に、そういった状況が改善できれば、職員の皆さんの仕事の何というんですかね、効率アップにもつながるんじゃないかと思えますし、また、その来庁者の目線としても、なかなか役場というのはあんまり来ない場所なので、人によっては緊張しながら来る、そんな中で、そういう状況で下向いて一生懸命仕事をしていただいているのはいいんですけど、やっぱり声をかけにくいというところもあるんじゃないかなというふうに思っております。そういう来庁者の方の立場に立っても、働く職員さんの立場に立っても、もう少し環境の改善といいますか、すっきりとできるのであればやっていただきたいなというふうに思っております。

それから、大きく4点目、子育て支援についてということで、要旨の1として、子どもの医療費助成の町内の状況はということでいたしております。これに関しては、皆さん御案内のとおり高校生まで医療費助成の現物給付ということで、今、恐らく県内においても、この部分で言えば先を走っている、非常にありがたいことではないかなというふうに思っております。そこの状況、子どもの医療費の、改めてうちの中身というのをお尋ねしたいと思えますし、また加えて、午前中、同僚議員の中の貧困対策というお話にもありました。ひとり親家庭の子どもの医療費助成についての現状はどうなっているかということも伺いたいなというふうに思っております。よろしくお願ひします。

それから、引き続き要旨の2点目、学校給食運営の現在の状況はということで、29年の7月からですかね、無償化になっております。たしか、要はこれまで給食のやりとりを何回かさせていただいたんですが、教育委員会としては本来、学校が主導で運営をしていく部分のお手伝いをされていたというお話でこれまで来たんですけど、正直、何というんですか、保護者の方からしても、いやいや、町がやっているんでしょう、これはみたいな、その給食の運営に関してはですね、そういうところもありまして、また無償化になったらより一層その辺がちょっとはっきりしておかないとわからない部分が、わからないままどんどん進んで

いってしまうような感じがありますので、その役割分担として学校、それから町、また保護者、どういう立ち位置で運用がされていくのかなど。特に、何というんですかね、立場を明確にして、じゃこの辺は町の責任じゃないかというようなお話じゃなくて、そこをはっきりさせた上で、みんなが協力してスムーズな運営をしていきたいというところもありますので、どこまでだれがどういうところを管理、責任を負っていくのかという部分をちょっとはっきりしたいなというところがございます。

それから、要旨の3番目として、過去数年分の給食費（保護者負担分）の決算はということで、これは去年の、1年前ぐらいでしょうか、これまで教育委員会でやられていた分が数年分出されていないというやりとりをさせていただいて、出していない部分はきちっと町のほうで、これは教育委員会でという意味だと思いますが、作成してやりますということでしたので、そちらのほうは今もできたのかということで質問をさせていただきたいと思います。

以上、質問事項でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項1、町政施行30周年について、質問要旨、30周年記念行事の計画・内容はについて執行部より答弁を求めます。

○総務課長（江崎文男君）

私のほうからは、原田議員からの質問事項の1の町政施行30周年記念についての質問要旨1、30周年記念行事の計画・内容はについてということで答弁申し上げます。

答弁内容につきましては、午前中の大川議員と重複する内容になるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

町政施行30周年記念事業のあり方につきましては、内部検討を行い、過去の10周年及び20周年記念事業を精査いたし、今現在、各課より町政施行30周年記念の事業案を取りまとめたところがございます。

今後は、主管課を含めながら検討委員会を開き、事業内容については進められていくと思います。先ほどの大川議員並びに原田議員からの御指摘がありましたとおり、もう少し早くという御指摘もありましたので、今から先、急ぎ検討委員会の開催に努めてまいりたいと思います。

なお、事業内容につきましては、一応5つの課から8事業が出てきております。冠事業は先ほど言いましたとおり、基本的には30年度にもともとあった事業に30周年記念という名称をつけて行う事業でございます。それが3件、それと企画事業、これにつきましては、新たに30周年記念を見つめたところでの新しい事業ということで、5件ほど出ております。よろしくお願いいたします。

○9番（原田 希君）

午前中でも説明をいただいております。もう取りかかりが遅いというのは今から言っても

あれなので、これから先を言われるように、急ぎといいますか、やっていただきたいなと思っております。

で、冠事業、新たな企画事業ということで御説明いただいておりますが、私のもともとのこういう何十周年の行事の勝手なイメージなんですけど、今、総務課長が説明いただいておりますけど、どこかの課で頭になって、音頭を取りながら、全体で何かをつくり上げていくというようなイメージがあったんですが、午前中から先ほどのお話を聞くと、総務課で一応検討委員会等の取りまとめ、それから、何というんですか、各課からのそういう冠事業、新たな企画事業を出していただいているということなんですけど、これを取りまとめた後に、結局それぞれの課で、時期もばらばらにいろんな事業をやられるということによろしいんでしょうか。

○総務課長（江崎文男君）

今までの10周年記念、20周年記念事業を見ておきますと、その当時の企画調整担当が1つの主になっておられておりますけれども、最終的には、各課から先ほど申しあげました8事業が出てきております。それに基づき予算も、中にはもう予算が決定して、予算化も当初でしているところ、またはしてなくてももう予算が大体このくらいですよというようなところまできちっとした今事業計画が出ていますので、これにつきましては、各課でその日程によって行っていくような形だと思います。

ちなみに総務におきましては、毎年11月1日ですか、文化祭と合わせまして表彰を行っておりますので、その表彰のときに30周年記念式典という形で表彰と合わせてするような形に今まではなっておりますので、ことしもそのような形でなっていくかと思っております。

○9番（原田 希君）

それぞれの課で、冠なり、企画の事業をそれぞれのタイミングでそれぞれがやられていくということで、何か最初に申しあげました私の何十周年のイメージとちょっと違うんですが、特に冠事業なんかは毎年行うやつに30周年という冠をつけるということで、ただ、30周年とついただけなんじゃないかなというような、何というんですかね、せっかくならもう少しいつもとと同じ、毎年やっていることでも冠とつくから、もう少しいつよりもちょっとひねった何かを加えたみたいなの、そういうところも欲しいなと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。また、これから検討委員とかでその辺も含めて検討されるものなのか、ちょっとそのあたりをお願いします。

○総務課長（江崎文男君）

先ほどの冠事業の件なんですけれども、冠事業の中で、各課においては、同じ冠事業でも別途予算化をこの中で求めておられるところもありますので、そういうところについては、通常の事業よりも何らかの形で30周年記念に合ったような事業の展開になるかと思っております。

そのような形でこう見ますと、単純に去年までの事業じゃなくて、ある程度予算化をふや

しながら、30周年事業に見合うような事業を展開していくような形になっていくかと思えます。それにつきましても先ほど言いましたとおり、検討委員会の中で最終的にはどのような形でもっていくかというのはその中で決まっていくかと思えます。

○9番（原田 希君）

ぜひ冠事業においても、企画事業においても、何といたしますか、30年にふさわしいものにしていただきたいなと思えます。

何でこの取りかかりが遅いということを使うかということ、午前中の答弁の中で町長が言われました、各課及び各課に関係する団体の取り組みも応援していきたいということを使われて、その取り組みは非常にいいなと思っています。

例えばですね、例で挙げられましたように、会員の不足解消などの新たな事業の応援、そういう各課の関係する団体の取り組みにも、例えば、そういうことにも応援していきたいんですけど、非常にいい取り組みだなと思えます。ただ、これが準備ができてというか、遅いというのは、例えば、毎年やられている、例で言いますと文化祭、例えば、30周年文化祭を開催しますというところで、今回、ちょっと大きくこういうところでこういう枠をとっていますので、何かそういう会員不足解消のために何かあなたの団体でやってくださいよというのを、例えば、1カ月、2カ月前に言われたとしても、その団体によっては、いや、それなら半年ぐらい準備の要るけん、もっと早く言ってほしかったみたいのところも絶対あると思うんですね。

そういう意味で、こういう30周年の事業、30周年の記念の年というのがあるというのが早くわかっていたので、そこはぜひ大枠でも早目にこういうことをやりますみたいなのをお示しいただいて、また、そういういろんな団体に応援する部分もできますので、何かあればこの分野でこういう取り組みをやってみませんかという投げかけも恐らくやっていかにやいけんと思えますので、そういう意味での取りかかりが遅いですよということを言っていますので、ぜひこういういろんな団体の応援をされるということも含んでいるということであれば、また検討委員会なりも早急に発足いただいて、30周年にふさわしいそれぞれの事業が行われるようお願いをしたいというふうに思っていますので、最後、答弁をお願いいたします。

○総務課長（江崎文男君）

先ほどの各課からの事業の中には、冠事業といたしましては、かみちゃりグランプリとか、文化祭等がもちろん入ってきておりますので、この検討委員会の中にも文化協会とか、まちづくり実行委員会の方を入れて、一緒に協議していくような方法もとれるかと思えますので、そのようなことも考えていきたいと思えます。

○9番（原田 希君）

よろしく申し上げます。ちなみに、午前中に町長が言われたそういう取り組みも応援して

いきたいという中で、既にこういうことをしたいんだというお話があるようなことというのは、今のところないのでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

この話は、ちょっと振り返ると、私も当初予算に盛り込むべきだというふうに思っておったわけですが、6月補正が適当だという声を受けまして、補正に回すような形になっております。総務課とも話す中で、事業としてはこれまで町が主導してさまざまな施策事業を行っていくことも大事だけれども、各団体においては非常にやりたい事業がおりになる団体もあるだろうということで、役場内に検討委員会をつくって、各種団体から要請があった分の予算を出していくという形を私自身は思っていますし、各種団体がその実行委員会、検討委員会の中に入っていくという形はとりません。各種団体の中で、ただ予算をとにかくむさぼるようになっていくというわけじゃなくて、各種団体の中でも30周年を記念する、すなわち記念し、活性をつくっていくという取り組みがやはり必要じゃないかと思しますので、その点についてはしっかりと見きわめた上で査定をその検討委員会でやっていくということになるのだろうと思います。

ですから、ちょっと私自身がイメージしているものと、これまでの、皆さんにお伝えしていた内容がちょっとそごがあるといけませんので、このように現在考えておりますが、基本的には今後、今議員からの御要請があったように、早急な対応が必要だと思いますし、まだ私自身もどのような団体が要望をされておられるかというのは存じ上げませんが、例えば、ある団体におかれましては、今回の当初予算の御要望をいただいた際に、こういう30周年記念行事があるから、さまざまな問題とか、会員不足も一つの例ですけれども、会員獲得のためにもうちょっと活気をつくりたいということが本旨だったと思うんです。何か今停滞をしていて、会員数も減っているというようなお話もされてましたので。何か事業をやることによって活性化をさせていきたいという御趣旨であれば、そのような事業を組み立てていただいて、ぜひ6月以降の申請に上げていただきたいというふうにお願いをしたところでございます。

ただいま原田議員から御指摘いただきました、6月からだと結局9月、10月になっちゃって、メイン事業として組み立てるのに時間がないじゃないかというのは本当に御指摘のとおりだと思いますので、そのように早急に対応していきたいと考えてございます。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。質問事項2、交通安全対策について、質問要旨、町道米多坊所線側溝にふたをかけて歩道確保できないかについて執行部より答弁を求めます。

○建設課長（三好浩之君）

私のほうから原田議員の質問事項2、交通安全対策について、要旨1、町道米多坊所線側溝にふたをかけて歩道確保できないかという質問に関して答弁いたします。

当該路線沿いの水路上部の床版設置については、近年では平成24年度に西峰住宅1号線から西峰東西2号線の間約160メートル程度について床版を設置しております。これは西峰東西2号線沿いの宅地開発が進み、児童・生徒や一般住民の方の歩行者がふえたため、歩行者保護のため床版を設置し、上部を歩道として利用するように整備したものであります。

今後、西峰東西3号線及び4号線の整備が完了すると、2号線と同様に宅地開発が進行することは十分に考えられ、歩行者保護の観点からも、御指摘の箇所の床版設置について検討する必要があると認識しているところではあります。

以上、原田議員の質問の答弁を終わります。

○9番（原田 希君）

ここに歩道がないために大きな事故になりかけた例が数件あるということですので、ここについては、当然3号線、4号線の整備が済めば、そういうことも2号線同様のことも考えられますので、ここを対応していく必要が出てくると思いますが、現在もそういう歩行者の安全を脅かすような状況があるということもしっかりと、当然御存じだと思いますが、認識をしていただきたいというふうに思っております。

それから、ちょっと関連と申しますか、きょう同僚議員の中で変則5差路のお話が出ていました。ここに関しては、3案とかいろいろありまして、平成30年度にまた抜本的なというお話があっていましたが、そこは関連ですけど、交差点に限って考えられていくものか。考え方としては、今回出しています路線ともつながっていますし、三上の外周の道路も来ています。考え方としては、ここの外周の部分も一体的に今後の構想として考えていくものなのか、それとも、もう本当に交差点だけをメインに今年度考えていかれるものか。そこでちょっと交差点だけですとなれば、ここはここで別でお願いというか、お話ししていくというような形になると思いますので、そこら辺を教えていただきたい。今の時点では何とも言えないかもわかりませんが、考え方としてそういったことも考えられますので、ちょっと回答をいただければと思います。

○建設課長（三好浩之君）

ただいま原田議員のほうから、カーブ付近での事故を誘発するようなことがあったということで、そのあたりの危険回避はどうかという御質問だったかと思えます。また加えて、変形5差路、これに対して路線的なもので考えていくかというような2問の質問を受けたかと思えます。

まず最初のほうですけれども、カーブ付近での事故を誘発するような箇所というのは、3号線から南のほうで、旧野菊のほうに行くところのあの付近のことだと思います。確かに現道幅が狭くなっておりまして、速度を出してくるとカーブがきついこともあって事故を誘発するような状態にはなっているかと思えます。この間に関しましても、検討の余地はあるかと思えます。というのは、拡幅についての検討の余地はあるかと思えます。今現在のところ、

そこについての拡幅をすとか、計画にまでは至っておりません。一体的に5差路と一緒に計画をするのかということの御質問でございますけれども、あくまでも変形5差路に関しましては、その交差点の解消ということでの計画をしていきたいというふうに考えております。外周道路の路線的なものの計画ですかね、それについてはまた別のものと考えておりますので、別個としての検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○9番（原田 希君）

別個としてそしたら考えていきたいと思います。

歩行者のそういう危険があったというのは、実際何回も起きているということで、最近もお話をいただいていますし、今この歩道にふたをかけられて、歩道としてつくっていただいている分に関しては、2号線の開発で住宅がふえてというお話をいただきました。3号線、4号線については、まだこれから道路等をきれいにさせていただく計画だと思うんですが、実際、その歩行者としては、小学生、中学生なんかも朝夕、通学路とまではいかないですが、そこから先が多分通学路になっていると思うんですけど、登下校で使っている子ども、何年か前まではもう本当に一人、二人だったと思うんですけど、今、結構ぞろっと来ているような感じもありますので、やっぱり財政的な部分もあろうかと思いますが、そういう危険な状況が何回もあったということは踏まえて、拡幅の余地はあるという部分もあるということですので、考えていただきたいなというところをお願いをしておきます。

○町長（武廣勇平君）

御質疑を聞いておまして、ちょっと私の理解が間違っているのかもしれませんが、これまで懸案で上がってきていた三上地区の集落内の東西の北部の道路につきましては、今年度、舗装と側溝を整備し、対応を始めています。3号線、4号線につきましては、4号線については特定防衛施設——要するに言いたいのは、三上については、その道路の状況によって、充てられる補助金と充てられない補助金があって、交付金を充てるべきものと補助金を充ててやるべきもの、また、この交差点改良のようにやっていくものということで、同時並行で進めていこうとしてもちょっと時間の差ができてしまうという中で、御指摘いただいた外周道路が、米多坊所線のことを指して言われているのかなと思ったんですけども、それは違うんですね。——違いますね、ごめんなさい。であれば、自席に戻ります。

○9番（原田 希君）

済みません。一番はその米多坊所線、旧野菊の里のあのカーブのあたりが、結局ふたがされていないので、歩道がないから、そこがどうにかならないでしょうかというお話です。で、外周と言ったのは、変則5差路があって、そこから中学校のほうにぶ一っと。あそこ、家があるので、細くなる。そこからずっとその旧野菊のところまでを、交差点をやりかえるというのであれば一体的に考えられるのかなと。ただ、それがないということでしたので、

この側溝のふたについては検討をいただきたいなというところでございます。

○町長（武廣勇平君）

大変申しわけございませんでした。理解をいたしました。子ども議会でも上がっていた箇所でもありますし、当然、その変則 5 差路に合わせて改修ができないかと思われるのは当然のことだと思えます。

今年度予算は、今、担当課長が申し上げたとおりであります。折を見て検討を深めていきたいと思っております。

○議長（寺崎太彦君）

お諮りいたします。一般質問の途中ではございますが、本日の会議はこの程度にとどめ、本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午後 4 時46分 散会